

官報

昭和五十九年八月一日

○第百一回 参議院會議録第二十六号

昭和五十九年八月一日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十六号

昭和五十九年八月一日

午前十時開議

第一 日本育英会法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選舉

一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

この際、檢察官適格審査会委員、同予備委員各一名の選舉を行います。

○名尾良孝君 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選舉は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○福岡知之君 私は、ただいまの名尾君の動議に賛成いたします。

○議長(木村睦男君) 名尾君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号

よって、議長は、檢察官適格審査会委員に安孫子藤吉君を、同君の予備委員に杉山令華君を指名いたします。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。坂本労働大臣。

〔國務大臣坂本三十三次君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂本三十三次君) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、我が国における女子労働者は着実に増加し、約千五百万人と全労働者の三分の一を超え、また、あらゆる産業、職業に進出し、我が国の経済社会の発展は今や女子労働者を抜きにしては考えられなくなつてきております。女子の職業に対する意識も高まり、その生涯における職業生活の比重も増大しております。しかしながら、我が国経済社会の実態は、意欲と能力のある女子労働者がそれを十分に発揮し得る環境が整えられていないと必ずしも言えない状況にあり、そのような環境を整えることが大きな課題となつてきております。

また、昭和五十九年の国際婦人年を契機として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保することが国際的潮流となつていく中で、我が国は国際連合総会において採択された婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を昭和五十五年に署名したところであり、先進国の一員として、早期に関係国内法を整備し、条約の批准に備えることが要請されております。

このように内外の情勢を考慮に入れますと、我が国においても、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう、新たな立法措置を講ずる一方、労働基準法の女子保護規定については、女子の就業分野の拡大に資することともに、時代の変化に即したものと見るよう見直すことが必要となつております。また、これらに加えて、既婚女子労働者の増加に伴い、女子労働者自身の健康と福祉、さらには次代を担う国民の健全な育成という観点から、母性保護等についての施策の拡充が求められているところであります。

これらの問題については、昭和五十三年以来婦人少年問題審議会において御審議いただいできておりましたが、本年三月末、六年余の長期にわたる御審議の結果を建議としていただいたところであります。政府といたしましては、世界の潮流を見通し、あるべき姿へ向かつて着実に歩むべく歴史的な第一歩として、この建議を踏まえ、法律案を作成し、関係審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

もとより、雇用の分野において男女の均等な機会及び待遇が現実に確保されるためには、このような法制の整備と相まって、女子自身が労働に従事する者としての自覚のもとにその能力を発揮すると同時に、女子の就労についての国民全体の理解を深めることが必要でありますので、政府といたしましてはこれらの機運の醸成を図つてまいることとしていたしております。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、勤労婦人福祉法の名称を雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律に改めるとともに、その内容を男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るという観点から抜本的に改正することとあります。

その内容の第一は、男女の均等な機会及び待遇の確保のために必要な事業主の責務を新たに規定したこととあります。すなわち、募集、採用、配置及び昇進については、事業主は女子と男子を均等に取り扱いよう努めなければならないこととするともに、これらの事項について労働大臣が指針を定めることができることとしていたしております。また、労働省令で定める教育訓練及び福利厚生並びに定年、退職、解雇については、事業主は労働者が女子であることを理由として差別的取り扱いをしてはならないこととしていたしております。

その二は、男女の均等な取り扱いに関する紛争の解決のための措置であります。このような紛争については、事業主は、まず企業内で自主的な解決を図るよう努めなければならないこととしていたしております。また、紛争の関係当事者から求められた場合には、都道府県婦人少年室長が必要を助言、指導または勧告を行うほか、都道府県ごとに機会均等調停委員会を設け、紛争の調停に当たらせることとしていたしております。

その三は、妊娠、出産または育児のため一たん退職し、再就職しようとする女子の就業の援助の措置等とあります。すなわち、事業主は、これらの女子の再雇用について特別に配慮するように努めなければならないこととし、また、国は、その再雇用の促進に必要な援助を行うように努めるものとしていたしております。

第二は、労働基準法を改正し、妊娠及び出産にかかわる母性保護措置を拡充する一方、それ以外的女子保護措置について廃止または緩和すること

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選舉 議事日程追加の件 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(趣旨)

七二八

であります。

その一は、女子の時間外・休日労働の規制について、まず、命令で定める管理職及び専門職については、それを廃止することとしたしてあります。また、工業的事業の女子については時間外労働に関する現行の一日二時間の制限を廃止することとし、非工業的事業の女子については、時間外・休日労働の規制を命令で定める範囲内において緩和することとしたしてあります。

その二は、深夜業の規制について、命令で定める管理職及び専門職、業務の性質上深夜業が必要とされる業務に従事する命令で定める短時間労働者等については深夜業の禁止を解除することとしたしてあります。

その三は、危険有害業務の就業制限、生理休暇及び坑内労働について、それぞれ現行規制を緩和するとともに、帰郷旅費の規制は廃止することとしたしてあります。

その四は、妊娠及び出産に係る母性保護について、まず産前休業を多胎妊娠の場合十週間に延長するとともに、産後休業を八週間に延長することとしてあります。また、妊娠婦が請求した場合に、時間外・休日労働及び深夜業を禁止することとしたしてあります。

最後にこの法律の施行は、事前の周知を十分に図る必要があることを考慮し、一部の規定を除き、昭和六十一年四月一日からとしたしてあります。

以上が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。久保田真苗君。

【久保田真苗君登壇、拍手】

○久保田真苗君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました雇用の分野における男

女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について、中曽根総理及び関係大臣に質問いたします。初めに、この法案を立案した基本的姿勢について総理と労働大臣にお伺いします。

この十年間、私たちは「国連婦人の十年」の目標に向かって努力してまいりました。男女平等と社会生活への婦人の完全な融合を目指して、世界じゅうでこの十年間は大きなエネルギーが投入されたことにはかつてなかったことでした。政府は、総理のもとに婦人問題企画推進本部を設け、地方公共団体もこれに続き、国会議員は国連婦人の十年推進議員連盟をつくり、婦人団体は広範な連絡母体に結集して共同行動を推進してまいりました。このような中で、国連婦人の十年を締めくくるこの法案への期待が大きかったのは当然でした。しかし、労働大臣や婦人局の御苦勞にもかかわらず、法案は難航に苦しまだ末、芽を摘み取られた苗木のように萎縮してしまつたことを痛感せずにはいられません。

総理、婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約は、その目標が完全な男女の平等を基礎とする婦人の権利の確立であり、あらゆる差別の撤廃であることを一歩も譲ってはおられません。この法案は条約の目標を受けるものなのではないでしょうか。この法案は、憲法十四条の性別によって差別を受ける基本的な人権の原理に立脚するものなのではないでしょうか。どうぞお答えください。

労働大臣、あなたはスロー・バット・ステディの漸進主義でいくとおっしゃっていますが、その目標は何ですか。漸進主義とは、百のものを二十でよしとすることではありますまい。スローでも百に達するまでステディに進むということではありますまいか。この法案への不満は、現在の内容が不十分なばかりか、将来に向かっての原則と目標がまるで立っていないためではありませんか。次に、私は具体的に三つの例を挙げたいと思います。その第一は、法案の基本的理念について、総

理と労働大臣にお尋ねします。

労働大臣は、この法案が勤労婦人福祉法の一部改正であるにもかかわらず、抜本的改正だと言っておられます。確かに法案の題名は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律案と改められたのですから、その意味での抜本的改正でなければならぬのは当然です。しかし、それはこの法案の基本的理念に少しも反映されておられません。ここにある基本的理念は、古い勤労婦人福祉法のそれを一歩も出ることのない情けないもので、抜本的改正などと呼ぶには全く不適当なものであります。ここには衆議院で野党四党が対案に掲げた基本理念、すなわち「およそ性別を理由とする差別は、人間の尊厳と基本的人権を侵害するものであり、かつ、経済及び社会の発展を阻害するものであることにかんがみ、すべて女子は、雇用における機会及び待遇について、性別を理由とする差別を受けることがあってはならない」と、このように人権と差別撤廃の原則が明確に掲げられなければならないのであります。

労働大臣、あなたはこの原則が法案の基本的理念にこのように明記されたならば、それは法案の内容とそこを来すとお考えですか、それともそこを来すこととはないとお考えですか。どうぞ明確にお答えください。もし、そこを来すというのなら、私たちはこの法案を拒否するほかありません。もし、そこを来さないのであれば、何ゆえにこれを明定しないのですか。

繰返し申し上げます。私たちは、雇用における基本的人権と差別撤廃の原則をここに確立することを要求いたします。総理、もしもは高く掲げなければ世を照らすことはできません。このことを願う女性国民とともに、総理もこの原則を高く掲げることをよしとされるのではありませんか。いかがですか。

第二に、総理、外務大臣、労働大臣に伺いたいのは、差別行為を規制する規定のあり方についてであります。

法案は、女子の差別的取り扱いに対して、定年、退職、解雇については禁止規定を定め、教育訓練及び福利厚生については限定された範囲のみを対象とし、さらに募集、採用及び配置、昇進については、これを単なる事業主の努力義務にとどめてあります。

総理、一つの法律の中で、平等に関する基本権にこのようなランクづけをすべきでしょうか。努力規定では司法救済にかえて悪影響を及ぼすのではないかと懸念が持たれています。あなたは責任を持ってそういうことはあり得ないとおっしゃるのですか。

外務大臣、婦人差別撤廃条約の要請は、あくまですべての差別を禁止し、撤廃することにあります。拘束力のない努力規定では決して十分の措置にはなり得ず、ましてそれが無期限にだらだらと続くことが許されるとは到底考えられません。外務大臣の御認識を伺います。

総理、人の一生にとって、募集、採用は職業につけるかどうかの大問題であり、配置、昇進は、実は雇用の全ステージそのものです。これについては、まず差別を禁止する規則を明定し、もし必要ならば相当の猶予期間を設けて行政指導する方法をとるべきではありませんか。私はこれが漸進主義に許される唯一の、公正で、しかも実効のある方法だと考えます。総理及び労働大臣の御所見をお聞かせください。

この際、就職の機会に関連してお伺いします。我が国の職業安定機関においては、求人、求職、双方のカードを男女別に色分けして職業紹介が行われています。このため、女子に開かれる就職の機会が初めから著しく制限されたものとなり、条約の求める「同一の雇用機会についての権利」を真つ向から否定することとなっています。労働大臣、このようなことでどうして事業主への行政指導ができるでしょうか。これをいつ正すのか、明確にお答えください。

外務大臣、国の機関がこのような方法をとっていることと条約の批准とはどういう関係になるのか、お聞かせください。

第三に、私は労働基準法の一部改正案のうち、出産休暇の改善は評価するものですが、女子の時間外労働規制緩和については問題が余りにも多いと思いますので、総理、外務大臣、労働大臣にお尋ねいたします。

労働大臣、あなたは我が国の労働基準法が一週四十八時間制を掲げながら、実は労使協定により無制限に時間延長ができるという重大な欠陥を持つことをどう見ておられるのか伺います。

現行の女子保護と言われるものでさえ、ILOの四十八時間制条約の一般水準を下回るものでしかありません。その上、今回の改正案は、工業等について女子の残業一日二時間の枠を外したほか、商業、サービス業、金融、保険、医療等第三次産業について、女子の時間外労働の上限を、現行の一日二時間、一週六時間、一年百五十時間から四週四十八時間、一年三百時間へと一挙に拡大し、休日労働の制限も緩和されています。四週四十八時間という時間外労働は、これをもし一週間に集中させた場合、時間内の四十八時間に残業の四十八時間を加えて、一週間に九十六時間の案労働時間を法的に認めることとなり、この改正案を成立させたなら、国会は不見識のそしりを免れることはできないのであります。

労働省は、現在労働時間制を全体的に見直し中で、来年度その結論が出るに聞いております。女子の時間外労働の拡大については、したがって今回は行わず、労働時間制全体の見直しの中で十分議論を尽くすよう私は主張いたします。大臣の御所見を伺います。

さらに、私が懸念いたしますのは、この女子の時間延長は、日本の国際競争力に脅かされている諸外国の注目を引き、海外の保護貿易主義を力づける材料になるのではないかと懸念いたします。これに対して日本政府は何と申すのでしょうか。あ

なた方こそ週四十時間制と高い残業手当、週休二日制を反省すべきだと、そう言うのでしょうか。今回の改正案は、新たな経済摩擦の火種をまき散らすに十分な内容だと私は考えますが、労働大臣はそうではないとおっしゃいますか。

外務大臣は、今回の女子の時間外労働枠の拡大を本当に条約批准の要件と見ておられるのでしょうか。やがて条約の第十八条に従って、「この条約の実現のためにとった立法上の措置及びこの点についてもたらされた進歩に関する報告を差別撤廃委員会による検討のため、国連事務総長に提出する」のですから、当然このことを報告されると思います。一体どのような報告をされるのですか。

総理、マハトマ・ガンジーの記念碑には、原則なき政治を戒める言葉があるそうですが、木を見て森を見ないこの改正案こそ、その見本ではないでしょうか。もしこれが通るのであれば、直ちに私たちが要求しなければならぬのは、子供を持つ男女労働者の残業を厳格に規制することです。さもなければ、日本の子供や家庭はどうなるのでしょうか。婦人差別撤廃条約の批准も、公正な労働時間制度の確立も、ともに日本が国際国家であるための最低の条件だと私は信じます。総理の御所見をお聞かせください。

以上、基本的な三点について質問いたしました。が、救済機関、深夜業等について指摘しなければならぬことはまだ多くあります。多くのことが指針や省令に委任されていますが、その意図するところは少しも明らかではありません。白紙委任は不可能ですから、政府は十分の用意を持って今後の審議に臨まれるようお願いいたします。

最後に、一言強調しておきたいのは、関係者の御苦労にもおかわらず、この法案は行政府のものでもなく、また国会だけのものでもないということ。法が目指さなければならぬ雇用における男女平等の実現は、国民の権利と四千三百万の婦人有権者に由来し、千五百万の女子労働者と、

今後職業につくべき幾千万の新しい世代に帰属すべきものであります。この重みにこたえるため、全般にわたって、原案にこだわることなく、審議は虚心に最善を尽くさなければなりません。このことに御協力をお願いいたします。私の代表質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 久保田議員にお答えをいたします。

まず、本法案における基本的姿勢を問うという御質問でございます。

本法案は、婦人差別撤廃条約の批准のための条件整備の一環であるとともに、憲法第十四条の理念を踏まえて作成したものでございます。すなわち婦人における機会均等、母性保護、この両方を念頭に置きまして、日本の現状を踏まえ、また未来を踏まえつつつくられた法案であるのでございます。

次に、野党四党が対案に掲げた基本理念、すなわち「すべて女子は、雇用における機会及び待遇について、性別を理由とする差別を受けることがあつてはならない」、この原則を法案にうたえたいという御質問でございますが、本法案の基本理念におきまして、「性別により差別されることなく」と明記しておるのでございます。野党四党提出法案の基本理念の趣旨は既に規定しているものと考へております。

次に、本法案におきまして禁止規定と努力義務規定と両方を並べておられるけれども、一つの法律の中で平等に関する基本権にこのようなランクづけをしていいのか、このような努力義務規定では司法救済にかえって悪影響を及ぼすのではないかと御質問でございますが、本法案は、先ほども申し上げましたように、日本の将来を見詰め、我が国の現状を十分に踏まえて、しかも婦人少年問題審議会の建議の考え方に基づきまして、募集、採用、配置、昇進につきましては、当面努力義務規定とすることが適当であると考えたものでござ

います。

本案における努力義務規定は、公序良俗等の一般法理を排除する趣旨ではございません。したがって、公序良俗違反等の理由で訴訟を提起することに特に悪影響を及ぼすものではないと見ます。これらの訴訟を提起することは自由でございます。

さらに、募集、採用、配置、昇進について、まず禁止規定をつくって、そして必要に応じて猶予期間を設けて行政指導する方が適切ではないかという御質問でございます。

本法案につきましては、先ほど申し上げましたように、婦人少年問題審議会の建議の考え方に基づきまして作成したもので、募集、採用、配置、昇進につきましては、当面努力義務規定とすることが最も適当であると考えた次第でございます。現実を踏まえて、また将来を見詰めながら、日本の現段階に即した調和点はこの辺ではないかと、こういうふうにご考慮いただければと思います。御指摘の方法は、現在の我が国の法制度上から見て必ずしも適切であるとは考えておりません。

次に、労働基準法を改正して女子の労働時間を延長するという案であるけれども、公正な労働時間制度を確立することは日本が国際国家であるための最低条件であると考え、所見いかんという御質問でございます。

婦人差別撤廃条約上、我が国においては、雇用における男女の機会均等及び待遇の確保につきまして適当な法的措置及び母性保護措置以外の労働基準法の女子に対する特別の保護規定の見直しを求められておるのでございまして、本法案は本条約の要請を満たすものであり、国際的に何ら遜色があるものではないと考えております。

男子を含めた労働者全体の労働時間の短縮については、今後とも、まず第一には労使協調で行うべきものでございますが、政府としても努力してまいりたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(趣旨) 七三〇

〔国務大臣坂本三十三次君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂本三十三次君) 私の上申しておりますスロー・バット・ステディは、その目標いかんというところでございしますが、これは、このたび提出いたしました均等法の題名や目的規定でも明示されているところだと思っております。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るということが明示されております。私の言うスロー・バット・ステディの精神というのは、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を我が国の現状を踏まえながら漸進的に実現をしようというものでありまして、将来に向かっての原則と目標は、先ほど申し上げましたように明確にしてございます。

次に、野党法案の中の基本的理念を本法案の基本的理念としたらどうかということでございます。均等法第二条の基本的理念については、「性別により差別されることなく」と明記してございす。野党四党提出法案の基本的理念の趣旨は既に規定しておるところでございます。

なお、均等法は、男女の均等な機会及び待遇の確保に加えまして、労働者の就業に関する援助の措置も規定しております。ということでございます。すから、これらの措置について触れていない野党四党提出法案の基本的理念をそのままこの均等法の基本的理念とするのは適切ではないと思ひます。

次に、募集、採用、配置、昇進について禁止規定とした上、猶予期間を設けたらどうかという御提案でございますが、本法案は、婦人差別撤廃条約の理想とする姿を念頭に置きながらも、婦人少年問題審議会の建議にもございすように、我が国の社会経済状況を十分踏まえ、男女の均等取り扱いを漸進的に実現していくことといたしまして、募集、採用、配置、昇進については、当面努力規定の対象とすることが最も適切だろうと考えたわけでございます。

法律は、それが制定される時点における状況を踏まえるべきだと思ひます。施行を猶予することをお前に禁止規定を設けることは我が国の法制度にはなじまない、適当だとは言えないと思ひます。

次に、職業安定機関における男女別に色分けをした求人・求職カードによる職業紹介は是正すべきではないかというお尋ねでございます。現在、公共職業安定所の窓口においては、企業が男女別に採用計画を立てていることに対応して、男女別の求人・求職票を使用しておりますが、職業紹介に当たっては、職業安定法の趣旨にのっとりまして、性別による差別をすることなく、求職者の能力、適性に応じた取り扱いを行つていくところでございます。しかしながら、均等法案では、募集、採用について事業主は女子に対して男子と均等な機会を与えるよう努めなければならぬと定められておられまして、これについて今後、指針も定められることになりまして、その指針を考慮しながら、求人・求職票の取り扱いを含めて、公共職業安定所における職業紹介のあり方について法の施行までの間に結論を得るよう十分検討してまいりたいと思つております。

次に、労使協定の定めるところにより時間外労働を認める労働基準法の規定についての御質問でございます。労働基準法は、時間外労働の限度については、労使が企業の実情を踏まえて労使協定により定めることとしておられますが、この方式は、いわゆる我が国の終身雇用慣行のもとで時間外労働というものが雇用調整の機能を果たしている、この我が国の実情に合ったものと考えております。なお、労使が時間外労働協定を締結するに当たりますと、それが適正に締結されるように、時間外労働の限度について指針を示して、これに基づき行政指導を行つておるところでございます。次に、女子の労働時間の改正は、労働時間制の全体的見直しの中で論議を尽くすべきではないか

という御質問でございます。

労働時間法制のあり方については、労働基準法研究会において昭和六十年を目途に調査研究をお願いしてあるところであります。男子を含めた労働者全体の労働時間法制をどうすべきかは、我が国の経済社会の実情を踏まえて十分検討すべき問題であると考えております。

一方、女子に対する特別の規制については、婦人差別撤廃条約の批准のためには男女同一にする方向での国内法制の整備が必要とされております。が、本法案では、婦人少年問題審議会において六年余の長きにわたり審議された結果を踏まえて、現段階において男女の均等な機会及び待遇を確保していく上で特に必要なものについて廃止または緩和することとしたものでございます。

次に、女子労働時間の延長は新たな経済摩擦の火種にならないかという御質問でございます。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するためには、時間外労働の規制など女子に対する特別の保護規定については、できるだけ早い機会に解消して、男女が同一の基準で働けるようにすることが必要であります。現に、機会均等法が制定されている西欧先進国においても、このような考えから女子保護規定を廃止または緩和しているところがございます。

加えて、今回の女子保護規定の改正は、女子が家庭責任を負っている状況など我が国の経済社会の現状を踏まえて、男女の均等な機会及び待遇を確保していく上で特に必要なものについて緩和することとしておられるところでございます。改正の結果、実際に直ちに女子労働者の一般的な長時間労働を招くこととはないと考えております。したがって、今回の女子の時間外労働の規制の緩和が新たな経済摩擦の火種になるとは考えておりません。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(安倍晋太郎君) 久保田議員のお尋ねは三点でございます。順次お答えをいたします。

まず第一の御質問は、婦人差別撤廃条約の要請は女子に対する差別の禁止、撤廃で、努力規定では差別が撤廃されず、条約上そういう状態が無期限に続くことが許されるとは考えられない、どう思うかということでございます。

本条約第十一条は、雇用の機会及び条件等につき、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとることを求めております。しかしながら、具体的な措置の内容につきましては、差別を制約を科して禁止するよう求めている規定のほかは、条約上は明示の規定は置かれておりません。したがって、女子に対する差別の撤廃に有効であれば、努力義務規定であっても条約上の問題が生ずるものではないと考えております。

本法案につきましては、募集等につき努力義務規定となっておりますが、同時に労働大臣の指針の策定等の附帯的措置も規定することによつて、全体として条約の内容を相当の実効性をもつて実現し得るものと判断しております。

第二の御質問は、国の機関たる公共職業安定所では、求人、求職のカードが男女別となつていて、条約批准との関係で見解を問うということでございます。

本条約上、男女別の募集、採用は一部を除き原則として認められず、したがって公共職業安定所における求人票、求職票の男女別取り扱いは、それが本条約に言う差別に該当することとなる場合には、条約上問題があると考えます。この点につきましては、均等法政府案要綱に対し中央職業安定審議会より「公共職業安定所においては、求人の受理、職業紹介に際し、男女の機会均等が確保されるように努めることが必要」という内容の答申が出されておられ、これを踏まえ労働省が検討していくものと承知をいたしております。

第三点は、外務大臣は今回の女子の労働時間延長案を条約批准の要件と見ているのか、やがて条約第十八条に基づく報告を国連事務総長に提出することとなるが、この点を含めどのような報告を

する考えかというお尋ねでございます。

本条約は、女子の採用、昇進等を阻害することにもなるいわゆる女子保護規定を見直し、基本的には労働条件を男女同一の扱いにしていこうことを求めています。今般の労働基準法の改正は、これまで既に数年間にわたり行われた専門家等による検討を踏まえ、労働省が一部の女子保護についてとははやこれを維持する合理的理由がなく、条約の要請する機会均等の観点から特に改廃が必要であると判断した結果であると承知をいたしておきます。外務省としては、このような女子保護規定を維持し続けることは条約の要請に沿っていないものと考えます。

次に、婦人差別撤廃委員会へ提出する報告書につきましても、条約実現のためとった立法上の措置等を記載することとなり、御指摘の点につきましてもここに含めることとなります。

以上でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 中西珠子君。

〔中西珠子君登壇、拍手〕

○中西珠子君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっておりますいわゆる機会均等法案について、総理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

我が国の女子雇用者は過去三十年間に四倍以上に増加し、現在約千五百万、雇用者総数の三五％を占めておりますが、女性の職場は依然として単純労働や補助労働に限定されがちであり、男女間の賃金格差はここ数年拡大を続けております。雇用の入口から出口まで女性に差別的取り扱いを受けることが多く、特に募集、採用、配置、昇進の段階での女性差別は深刻であり、とりわけ四年制大学卒や中高年の女性にとつての雇用機会が極めて狭き門であります。職業、雇用上の差別をなくし、機会均等、待遇の平等を確保することは、日本の女性にとつて長年にわたる悲願でありま

現在、世界の多くの国で雇用上の平等を確保する法律や制度が確立しており、ILOの雇用、職業上の差別禁止条約を批准している国は既に百七カ国に達しています。また、雇用上の差別のみならず、婦人に対するあらゆる形態の差別を撤廃する国連条約、いわゆる婦人差別撤廃条約の批准国は既に五十七ヶ国を数えています。日本はいまだ両条約とも批准していません。

今回、政府は、婦人差別撤廃条約批准のために必要な国内法整備の一環として本法案を提出されたいわけですが、勤労婦人福祉法の改正という形をとり、まことに消極的で雇用上の性差別をなくするという目的からはほど遠く、また、これと抱き合わせになつてゐる労働基準法の女子保護規定の改正案は、出産休暇の延長は評価しますが、それ以外はおおむね改悪であり、女性たちの期待を全く裏切るものであります。

人間の尊厳と基本的人権を守るため、あらゆる分野における差別を撤廃する国内的、国際的努力が今や世界的な潮流となつてゐる時代です。国際国家日本を標榜されてゐる総理は、国内における雇用上の性差別をなくすためにも積極的な政策をとり、真に実効性のある法律を制定することこそ日本の国際的地位を高めるためにも必要なのだとお考えにはならないのですか。総理にお伺いいたします。

多くの婦人たちは、この政府案では雇用上の平等は確保できない上、労働条件は現状よりも悪くなる、政府案に対し失望、落胆と憤りすら感じています。事実、政府案に抗議するため、陳情や傍聴に全国からやってくる婦人のグループは数え切れないほどであり、また政府案に反対してはしと訴えてくるはがき、手紙、電報のたぐいはうずたかく山積してあります。私は、こういった婦人たちの声を代弁させていただき、次に法案の中身について質問したいと思います。まず第一に、多くの婦人たちが不満として

点は、婦人少年問題審議会では単独立法としての雇用平等法が論議されていたのに、突如として今回、政府案が勤労婦人福祉法の改正という形をとつてあらわれたこととあります。まずその理由をお伺いいたします。

第二点は、この法案の第一条、目的と、第二条、基本理念に問題があるということです。

国連の憲章や世界人権宣言、また日本が既に批准している国際人権規約などには男女平等の原則が明記され、婦人に対する差別は人間の尊厳を侵し、基本的人権を侵すものであるという理念が貫かれております。また国内法に見ても、憲法十三条の個人の尊重、十四条の法のものと平等、二十二条の職業選択の自由、二十七条の勤労権の保障の実現には、雇用上の性差別をなくすことが絶対必要なのであります。さらに、婦人差別撤廃条約はその十一条において、男女の平等を基礎として、「すべての人間の奪い得ない権利として

の労働の権利を確保するため、雇用の分野における婦人に対する差別を撤廃するすべての措置をとることを義務づけております。ところが、政府案は、福祉を増進するための法律として、女子労働者は性別によつて差別されることのないよう配慮されるものとする旨の、まことに恩恵的な規定を設けているのであります。女性の労働権と雇用上の均等な機会及び待遇を基本的人権として保障してはなりません。政府は、この法案の中に、基本的人権としての女性の労働権の保障と、雇用上の平等実現を目的とする旨を明記するべきだと思ひますが、この点について総理と労働大臣の見解を伺います。

第三点は、働く婦人が最も痛みを感じてゐる募集、採用、配置、昇進に関する差別が禁止されてないこととあります。

一九七〇年代から欧米の先進資本主義国は相次いで雇用平等法を制定し、性別等を理由とする差別を基本的人権の侵害として、雇用のあらゆる段階において禁止しています。しかるに日本政府

は、募集、採用は使用者の自由であり、配置、昇進は評価の問題なんだから法の規制にはなじまないという使用者側の主張に屈して、これらを努力義務規定としてゐるのであります。これは女性を短期回転型の補助労働力とみなし、女性の長期勤続や昇進を忌避している経営の目先だけの効率至上主義に追随するものであります。雇用のあらゆる段階で性差別を禁止して、機会均等と待遇の平等を確保し、女性の能力の開発と活用を積極的に図ろうとしないことは、長期的に見れば、労働力の急速な高齢化に直面している日本の経済社会の発展にとつて損失ではないかと考えますが、労働大臣の見解をお伺いします。

また、婦人差別撤廃条約第二条の(b)は、「婦人に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む)をとる」べきだと規定しています。政府案の努力義務規定はこの条項に抵触するのではないかと懸念するものであります。外務大臣の見解を伺います。

働く婦人たちはまた、努力義務規定は民事訴訟による差別是正を困難にするのではないかと心配しています。今回、使用者の努力義務が法定化され、使用者は努力義務を尽くしたということとで免責されてしまひ、差別は無効とならず、司法救済の道が閉ざされてしまふのではないでしようか。また、本法案が雇用上のすべての差別を禁止し、少なくとも違反したら無効となる強制規定にしていないことは、憲法十四条の精神に反するのではないでしようか。この二点に関して総理と労働大臣の見解を伺います。

第四点は、行政的救済措置についてであります。働く婦人たちは、雇用のあらゆる段階における差別を迅速に是正する適切な救済措置を切望してゐました。ところが、政府案は、募集、採用に関する差別は除き、その他の雇用上の差別について苦情処理機関などによる自主的解決、行政指導、助言、勧告による紛争解決の援助、調停への委任

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

七三二

を規定しているだけです。これでは募集、採用に關する差別についてはどこへも持って行き場がないということになり、司法救済も努力義務規定のためにまた難しくなるとすれば、雇用の入り口での女性差別は救いがたいものになることは明らかです。

その上、本法案が設置することになっている機会均等調停委員会は、立入検査の権限もなく、関係当事者双方の合意がない限り調停を行うことができません。調停案を作成して関係当事者に調停案の受諾を勧告することはできますが、諾否の期限についての定めはなく、勧告に従わなかった場合の担保もない全く実効性に乏しいものであります。これでは雇用上の性差別に絡む紛争はいたずらに長期化し、解決が困難になるのではないのでしょうか。もっと迅速適切な救済措置、立入検査権や調査権並びに雇用上のあらゆる差別に対する是正命令権を付与した、より強力な救済機関がなぞつくれないのでしょうか。その理由を総理と労働大臣から明確にお答え願います。

第五の問題点は、政府は、差別撤廃条約を批准するために労働基準法の女子保護規定の改正が必要であるとし、特に時間外労働と休日労働の制限の緩和、深夜業禁止除外の範囲の拡大、妊娠婦以外の女子労働者の危険有害業務就業制限の大幅な緩和を図っていることです。この改正案が通れば、女子労働者の健康と安全は脅かされ、特に家庭責任を負っているフルタイムの女子労働者の中には、家庭生活と職業生活の調和が図れなくなつて、やめるか、パートタイムにならざるを得ない人が続出するでしょう。

婦人差別撤廃条約は、その十一第一項(1)において、生殖機能の保護を含む健康で安全に働ける労働条件についての権利を男女平等を基礎として確保することを義務づけています。また同条第三項において、「保護立法は、科学的及び技術的知識に照らして定期的に検討するものとし、必要に応じて修正し、廃止し又はその適用を拡大する」

ものとすると規定しています。これから見ても、条約の批准のために女子保護規定を急いで改正し、女性の労働条件を引き下げ、かつ労働時間の上限を男性と同じに長くする必要はないと考えますが、どうですか。労働大臣と外務大臣にお伺いいたします。

日本の男性の世界に冠たる長時間労働は、確かに日本の経済成長に大きく貢献いたしました。現在は貿易摩擦の一因になっているばかりでなく、男性の肉体的、精神的健康をむしろみつつある一方、父親は常に不在もしくは子供とはすれ違ひという家庭をふやし、父親の権威の失墜にもつながっています。両親がともに負うべき子供の養育の責任を母親だけに押しつけざるを得ない現状は、子供の家庭内暴力や非行化等さまざまな教育上の弊害を助長していることも否定できないと思います。労働基準法第一条の言う「人たるに値する生活を営むための必要」を満たすべく、男性の労働時間の短縮や労働条件の改善をまず図ることが先決であり、男女ともに職場の安全衛生、賃金、労働時間その他の労働条件を国際水準に近づけることが条約の精神にもかなひ、また公正な国際競争上の要件でもあると考えます。この点に關し、総理、外務、文部、労働大臣の御見解をお伺いいたします。

最後に指摘したいのは、この法案の重要な箇所や微妙な点がほとんど省令に委任という形で先送りになっており、省令へのいわば白紙委任を求めている条項が多過ぎるということです。これは国会の審議権の軽視も甚だしいと言わざるを得ません。労働省は、省令は婦人少年問題審議会等に諮って決めると答弁していますが、七年間の審議の末、三論併記の建議しか出し得なかった審議会の力関係を見ても、省令の内容がどのようなところ落ちつくことになるのか懸念されるどころであります。労働大臣の見解をお尋ねします。

かつて、行革特別委や予算委における私の質問

に対して、総理は、世界に恥じない雇用平等法をつくって条約を批准するとの決意のほどを再三お示しくださいました。しかし、今回の法案の内容は総理の発言とは全く違つたものであります。総理はこれが世界に恥じない法律とお考えになっているのかどうか、お尋ねいたします。

最近、参議院無用論があらにこちから聞こえてまいります。良識の府としての参議院の権威と有用性を示すためにも、婦人参政権獲得以来の歴史的重要な法案であるこの法案を可能な限り時間をかけて慎重に審議を尽くし、修正するべき点は修正することを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 中西議員にお答えをいたします。

第一問は、国際国家を標榜する以上は真に実効性のある法律を制定することこそ国際的地位向上のために必要ではないかという御質問でございます。

政府といたしましては、女子に対する差別を撤廃していくという基本的考え方のもとに、婦人差別撤廃条約には昭和五十五年に調印しておるわけでございます。そして、できるだけ早く条約を批准したいという念願に燃えておるものでございす。本法案は、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するとの条約の要請を相当の実効性を持って実現できているものと考え、国際的に見ても十分な内容であると考えております。

次に、女性の労働権の保障と雇用上の平等実現を目的とする旨を明記すべきではないかという御質問でございます。

労働権は、憲法第二十七条により男女共通の基本的人権として既に保障し、政府としてもこれを遵守すべきものであると考え実行しておるところでございます。本法案は、その題名及び目的におきまして雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を明示しておりまして、御指摘の

点は既に規定してあると考えておる次第でございます。

次に、今回の努力義務規定では司法救済がなくならおそれないかという御質問でございます。本法案における努力義務規定は公序良俗等の一般法理を排除する趣旨でないと考えておりまして、公序良俗に違反する事案につきましては、努力したこと立証をもって免責されるものではない、訴訟提起について何ら影響を与えるものではないと考えております。

次に、雇用上のすべての差別を禁止する強行規定にしないのは憲法第十四条の精神に反しないかという御質問でございますが、本法案は、憲法第十四条の理念を踏まえて、婦人差別撤廃条約の批准のための国内法制の整備の一環として作成したものでありまして、憲法第十四条の精神に合致しております。現段階における日本の現実に即した具体化の一環の措置である、このようにお考え願いたいと思つております。

政府案の調停委員会では実効性がない、より強力な救済機関を設置しないかという御質問でございますが、この問題につきましては、労使間の個別紛争を解決する方法としては当事者の自主的な話し合いによる円満な解決を図る調停によることが適当と考え、調停委員会を設置したものでございす。この調停に至るまでは労働省の指針の作成、あるいは各都道府県における婦人少年室長の助言、勧告、そういう手続が前にありまして、そうして調停委員会という形に入ってくるものでございまして、この調停というものはかなり力のあるものになり得るものと考えております。

次に、男性の労働時間の短縮や労働条件の改善を図ることが先決である、その上で男女とも労働条件を国際水準に近づけることが条約の精神にもかなひ、公正な国際競争につながるという御質問でございますが、今回の労働基準法の改正は、現段階において男女の均等な機会及び待遇を確保していく上で特に必要なものについて廃止または

緩和することとしたものであり、婦人差別撤廃条約の趣旨に合うものと考えております。男女を含めた労働者全体の労働時間短縮等をどのように進めるかは、我が国の社会経済の実情に即して今後検討すべきものであると考えております。

次に、世界に恥じない雇用平等法をつくらねばならぬと云った言葉に合致していないではないかという御質問でございますが、婦人差別撤廃条約上、我が国においては雇用における男女の機会均等及び待遇の確保について適当な法的措置を講じることが求められておりと理解しております。本法案の内容は本条約の要請を満たすものでありまして、国際的水準に合致している法案であり、何ら外国に対して遜色がないものであると考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣坂本三十三次君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂本三十三次君) 政府案が労働婦人福祉法の改正という形をとったわけはどうかというお話であります。

まず第一に、現行労働婦人福祉法には、既にその理念に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の必要性が盛り込まれておりますこと、第二番目には、我が国においては、実質的に均等な機会及び待遇を確保するためには、女子労働者の就業に関する援助の措置など女子労働者に対する各種の施策を盛り込む総合的な立法とすることがより効果的であると考えられたことなどの理由から、労働婦人福祉法を抜本的に改正することが適切であると判断をしたからでございます。

次に、女性の労働権の保障及び雇用上の平等実現を目的として明記することについてお尋ねがございました。

労働権は、憲法第二十七条によって「すべて国民は、労働の権利を有し、云々と規定されております。男女共通の基本的権利としては既に保障されているところでありまして、

男女の均等取り扱いを実現することは女子労働

者の福祉の最も重要な柱であることでありますから、均等法では、その主要な目的が男女の均等取り扱いの確保である旨を題名、目的において明示しております。御指摘の雇用上の平等実現については、既に規定してあるところでございます。

次に、募集、採用、配置、昇進を努力規定としたことの日本経済社会の発展に与える影響についてお尋ねがございました。

本法案は、婦人差別撤廃条約の理想とする姿を念頭に置きながらも、婦人少年問題審議会の建議にもございまして、我が国の経済社会状況を十分踏まえて男女の均等取り扱いを漸進的に実現していくこととし、募集、採用、配置、昇進については当面努力規定の対象とすることが適切であると考えたからであります。

本法案は、努力規定の実効を確保するため、努力目標を明らかにする指針の策定、婦人少年室長の助言、指導、勧告等を行うこととしたしております。これにより雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の実現が着実に進み、女性の能力の開発、活用が図られるものと期待をいたしております。

次に、努力義務規定の司法救済に与える影響についてでございますが、均等法において努力義務規定を設ける趣旨は、具体的な努力目標として指針を設けて事業主の自主的努力を促すことによりまして男女の均等を実現しようというものでございまして、努力義務規定は直接これを根拠として民事訴訟による救済を可能とするものではありません。公序良俗等の一般法理を排除する趣旨ではないので、公序良俗違反等の理由で訴訟を提起することについて何ら影響を与えるものではないと考えております。したがって、公序良俗に違反する事案については、努力したこと立証をもって当然免責されるわけではないと考えております。次に、すべての差別を強行規定で禁止しなければ憲法第十四条の精神に反しないかというお尋ねでございます。

均等法案は、憲法第十四条の理念を踏まえて、

昭和五十九年八月一日 参議院会議録第二十六号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(趣旨)

婦人差別撤廃条約の批准のための国内法制の整備の一環として作成したものであります。我が国の現状を踏まえ一部努力規定としているのは、男女の均等取り扱いを漸進的に進めることが適当であると判断したことによるものでありまして、憲法第十四条の精神に合致するものであると考えております。

次に、強力な権限を有する救済機関についてお尋ねがございました。

雇用における男女の均等取り扱いに関する労使間の個別紛争を解決する方法として、是正命令権等を伴う強力な行政機関を新設せよとの意見は、婦人少年問題審議会では少数意見でありました。このような措置の必要性、妥当性についてコンセンサスが得られていないと考えられませんでした。むしろ、調停等により労使の自主的な話し合いによる円満な解決を図ることの方がより適当であると考え、調停委員会を新設することとしたものでございます。

次に、婦人差別撤廃条約の批准のため女子保護規定を改正する必要があるという点についてのお尋ねでございますが、婦人差別撤廃条約上、母性保護措置以外の労働基準法の女子に対する特別の保護規定については、究極的には廃止することが必要とされており、婦人少年問題審議会の建議においてもそれらを見直すことが必要であると指摘をされております。本条約は漸進的な実施を認めておりますが、本条約を批准するに当たっては、女子に対する特別の保護規定を改廃することの基本的方針に基づいて各規定を検討し、機会均等の観点から特に必要なものについてはその改廃を行うことが必要であると考えております。

次に、男性の労働時間短縮等の労働条件の改善を図った上で男女とも労働条件を国際水準に近づけるべきであるという御意見でございます。女子に対する特別の規制については、婦人差別撤廃条約の批准のためには労働条件を男女同一にする方向での国内法制の整備を行うことが必要と

されていることでありまして、本法案では、婦人少年問題審議会において六年余の長きにわたり審議された結果を踏まえて、現段階において男女の均等な機会及び待遇を確保していく上で特に必要なものについて廃止または緩和をすることとしたものでございます。

男子を含めた労働者全体の労働時間短縮などをどのように進めるかということにつきましては、我が国の社会経済の実情に即して十分慎重に検討すべきものであると考えております。

次に、政府案では重要な点、微妙な点が省令委任となっており、国会審議権の軽視ではないか云々というお尋ねがございました。

今回の改正により労働省令で定めることとしている事項としては、規制の対象となる教育訓練、福利厚生等の範囲、非工業的業務の事業の時間外・休日労働の規制、いわゆる管理職、専門職の範囲、妊娠婦の危険有害業務の就業制限等があります。これらは企業等の雇用手続の管理、事業や労働の態様を踏まえて、具体的に細かい内容を定めることが適当と考えられるものであります。労働省令に委任している事項については、いずれもその範囲は法律上明らかにされておりまして、また関係審議会の意見を聞いて定めることとされておりますので、御指摘のような懸念はないと考えております。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 中西議員にお答えをいたします。

まず第一に、努力義務規定は婦人差別撤廃条約第二条に抵触するのではないかとのお尋ねでございます。

この条約の第二条は、条約の目的を達成するための主要な政策実施手段を一般的に列挙したものであり、同条は女子に対するすべての差別、すなわち総体としてとらえた差別を撤廃するための手段として、適当な立法とその他の措置とがあるこ

昭和五十九年八月一日 参議院会議録第二十六号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

七三四

とを規定したものにすぎないのであります。他方、均等法案は、一部について努力義務規定となっており、同時に、労働大臣による指針の策定等附帯規定を置くことによって、全体として本条約の目的を相当程度の実効性を持って実現し得ると考えられますので、条約の要請を充足しているとの判断をいたしております。

次に、批准のために女子保護規定を改正する必要はないかというお尋ねでございます。

本条約は、女子の採用、昇進等を阻害することになるいわゆる女子保護措置を見直し、基本的には労働条件を男女同一の扱いにしていこうと求めているのであります。今般の労働基準法の改正は、これまで既に数年間にわたり行われた専門家等による検討を踏まえ、労働省が一部の女子保護についてはもはやこれを維持する合理的根拠がなく、条約の要請する機会均等の観点から、特に改廃が必要であると判断した結果であると承知をいたしております。外務省としては、このような女子保護規定を維持し続けることは、条約の要請に沿っていないものと考えます。

最後に、日本の男子労働者の長時間労働の弊害にかんがみ、男性の労働時間短縮と労働条件改善が先決かというお尋ねでございます。労働時間の短縮につきましては、従来から労働省が種々の施策を講じてきているところと承知しております。他方、今般の労働基準法上の女子保護措置の見直しについては、これまで既に数年間にわたり行われた専門家等による検討を踏まえ、労働省が一部の女子保護についてはこれを維持する合理的根拠がなく、機会均等の観点から特に改廃が必要であると判断したものと承知をいたしております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣森喜朗君登壇、拍手)

○国務大臣(森喜朗君) 中西さんお尋ねの点は、男子労働者の長時間労働が子供の養育責任を母親

だけに押しつけ、このことが家庭内暴力や非行等の原因になっているのではないかとということでございますが、家庭においては親と子の触れ合いの中で基本的な生活習慣の形成、情緒の安定などにより子供の人格形成が行われるものでございまして、心身ともに健全な子供を育てる上において家庭の持つ意義は極めて重要であると考えております。

青少年の非行や家庭内暴力等の要因はさまざまでございますが、一概に論ずることは困難でございますが、心身ともに健全な子供を育てる上で家庭の持つ意義は極めて重要であるというところは御指摘のとおりでございます。世の父親も家庭の持つこのような教育的意義を十分に認識することが大切であると考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 山中郁子君。

〔山中郁子君登壇、拍手〕

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表して、男女雇用機会均等法案について総理並びに関係大臣に質問いたします。

我が党は、既にこの法案の最大の問題点が、雇用の機会均等の確保を理由として母性保護の権利を大幅に切り捨て、労働基準法の改悪案を盛り込んであることにあると再三指摘し、その全面的削除を要求してきたところであります。もともと婦人労働者にかかわる労働基準法の改悪は、かねてから財界が新たな搾取強化を図るために、政府に対し執拗に働きかけていたものであります。本法案は、まさにこの財界の労働力政策に追随したものであります。

一方、最も肝心な婦人労働者を中心とする広範な婦人たちは、本法案に対して強い反対の意思が表明され、政府にも多くの意見が寄せられているのです。私は、まず総理がこれらの婦人たちの反対の声をどのように理解し、受けとめておられるのか、伺います。

てお伺いいたします。

同条約は、その前文で、婦人差別が人間の尊厳に反し、社会と家族の繁栄を妨げるものであることを指摘するとともに、雇用の分野での平等の達成のために立法や制裁を含む必要な措置をとるよう各国政府に義務づけております。ところが、本法案は、募集、採用、配置、昇進という肝心な部分の単なる努力義務にとどめている上に、罰則もなく、極めて実効性の乏しいものになっております。これが、雇用労働者の三分の一以上を婦人が占め、資本主義社会で第二位の生産力を誇る日本が婦人差別撤廃条約を批准するために履行条件整備にふさわしい内容だと言えるものでしょうか。余りにも貧弱にすぎると言わなければなりません。

総理並びに外務大臣に伺いますが、あなた方は、婦人に対するあらゆる差別を撤廃するという条約の理念と目的に照らして、本法案が国際的にも誇りを持って披露できる内容であると確信しておられるのですか、見解をお示しください。

また、政府は、婦人労働者に対する保護を解消しなければ婦人差別撤廃条約の批准ができないということを強調しております。しかし、差別撤廃条約では、どこにもそのようなことはうたわれておりません。逆に、同条約の四条二項は、「母性保護を目的とする特別措置を締約国がとること」は、差別とみなしてはならない」と明記しております。十一(五)項では、母性保護の立場に立つて、「作業条件に係る健康の保護及び安全についての権利」をもはっきりうたっているのです。

そこで、外務大臣に伺いますが、婦人差別撤廃条約のどこに、婦人労働者の時間外・休日・深夜労働などの規制や禁止を緩和したり撤廃したりする必要がある項目がありますか。あると云うのなら、具体的に条文の項目を挙げて明確にお答えください。

次に、労働大臣に伺いますが、かつて政府自身が意見を求めた専門家会議の報告でも、長時間労働

働や深夜業が健康や母性に悪影響を与えることが医学的に明らかにされております。それを承知の上であえて改悪を行おうとするのですか、答弁を求めます。

また、日本の長時間労働が現在でも厳しい国際的批判にさらされているのに、その上さらに婦人の労働時間の規制が緩和されるとすれば、男性を含む労働者全体の長時間労働に一層拍車をかけることになるのは火を見るよりも明らかではありませんか。そうならないという根拠が示せますか、労働大臣の見解を求めます。

さらに、本法案の中で、使用者に申し出た者は深夜業に従事することができ旨盛り込まれていることも極めて重大であります。労働基準法は、言うまでもなく労働者全体の最低の労働条件を定めたものであり、たとえ本人の申し出があろうとも、この最低限度以下の条件のもとにおける労働を認めてはならないという性格を持つ強行規定であります。労働大臣は、この本人の申し出規定が労働基準法の精神と法の性格に照らして何の疑問もないとされるのかどうか、見解をお伺いいたします。

次に、私は、職場の根強い男女差別が、直接の不利だけでなく、婦人労働者の人格的尊厳を著しく傷つけている事実を真摯に目を向けるべきであるということを強く訴えるものであります。

まじめに働き、仕事の上でもだが見てもベテランになつていくにもかかわらず、女であるというだけの理由で昇進できないまま、何人もの上司を迎え、イロハのイから彼らに仕事を教え、また送り出していくという精神的屈辱に、どれほど多くの女性たちが耐え忍んできていることでしょうか。賃金格差も年々広がるばかりなのです。総理並びに労働大臣に率直に伺いますが、あなた方に働く女性のこの心の痛みと悔しさがわかりませんか、誠意ある見解をお聞かせください。

私自身もこのような屈辱をなめて働いてきた経験を持つ者の一人ですが、制定されるべき

法律は、これらの女性たちの切実な思いを真剣に受けとめ、それにこたえ、働く女性の人格的尊厳の確立に資するとともに、不当な差別をなくしていく道を現実的に保障するものでなければならぬはずであります。だからこそ、日本の婦人たちはこの法律に大きな期待と夢をかけてきたのです。しかし、政府提出の本案は、その夢と期待を無残に打ち砕きました。

労働大臣に単刀直入に伺いますが、この法案で現在の男女賃金格差や昇任昇格の差別がどれほど有効に解決される見通しがたちますか、責任ある年次改善計画を明確にお示し願います。

以上、ごく要点のみ指摘いたしました。が、本案が日本における雇用分野での婦人差別をなくしていく役割を果たし得ないばかりか、婦人の労働条件にかかわる現状を大きく後退させる内容を持つものであるがゆえに、我が党は本案の撤回を強く求めてきたところであります。

今、国会の会期末を控え、我が党は、いかなる意味においても本案は断じて認めたいものであることを改めてここに表明するとともに、政府が、保護と平等を両立させ、真に婦人労働者の願いにこたえる実効ある男女雇用平等法案を次期国会に提出し直すことを強く求めるものであります。

最後に、私は、人口の半数を占める婦人の能力が公正に評価され、有効に発揮されてこそ、真の社会進歩と歴史の発展に貢献し得るものであることを確信しつつ、日本共産党が今後とも母性保護の充実を前提とした実効ある男女雇用平等法の実現を目指し、全力を尽くして努力する決意であることを表明いたします。

(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】
○国務大臣(中曾根康弘君) 山中議員にお答えをいたします。

まず、本案は、母性保護の権利を切り捨てる労働基準法の改悪を盛り込んでおり、反対である

という御質問でございますが、婦人差別撤廃条約の趣旨に照らせば、女子に対する特別の保護規定は、妊娠、出産に直接関係する保護規定を除き、究極的には廃止すべきであると考えられております。また、婦人少年問題審議会の建議におきまして、婦人少年問題審議会の建議に求められ、母性保護規定については存続しない充実することが必要であると指摘されておるのであります。今回の法改正は、この考え方を踏まえて行つたものでありまして、母性保護を切り捨てるものではございません。

次に、本案は募集、採用、配置、昇進などは努力義務にとどめて、罰則もなく実効性に乏しい、そういう御質問でございますが、本条約が明示的に差別を制約を科して禁止するよう求めている事項を除けば、努力義務規定でも女子に対する差別の撤廃に有効であれば、条約上の問題は無いと思料いたします。本法は、募集等につき努力義務規定を設け、かつ、同時に労働大臣の指針の策定等附帯の規定を設けておきまして、全体として条約の要請を相当程度実効性を持って実現することは可能であります。したがって、本法は条約を批准する条件整備として十分なものであり、国際的にも問題ではございません。

条約におきましては、妊娠、それから母性休暇、婚姻、これらの理由によって差別、解雇をしないように制裁、禁止をしておるのであります。それ以外の問題については制裁、禁止というところには至っておらない。明示的に規定してあるのはこれだけでございます。

次に、多くの有能な婦人労働者が差別を受けて人格的尊厳を踏みにじられている実態をどうするかという御質問でございますが、我が国の社会経済の発展に重要な役割を果たしている有能な女性を、女性であるということだけで差別的取り扱いを受けることは不合理なことでありまして、我々は憲法を遵守して、もしそのようなことがあれば改善に努力を怠りません。

次に、雇用における男女平等の実現を保障しないばかりか、労働基準法の改悪で婦人の労働条件を後退させるような本案は認めがたい、新しい法案を提出せよ、こういう御質問でございますが、本法は、婦人差別撤廃条約批准の条件及び婦人少年問題審議会の建議を踏まえて作成したものであり、適切であると考えておりまして、撤回する考えはございません。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

【国務大臣坂本三十三次君登壇、拍手】

○国務大臣(坂本三十三次君) 山中議員にお答えをいたします。

長時間労働や深夜業が母性や健康に悪影響を与えないか、専門家の報告もあるのにこれらの規制や禁止を緩和しようとするという点はいけな

た。婦人差別撤廃条約上は、女子に対する特別の保護規定は、母性保護規定を除き基本的には差別に該当するので、究極的には解消することが必要とされております。本法は、まず母性保護の充実の観点から、妊娠婦の時間外・休日労働、深夜業を新たに禁止することといたしました。また、一般女子については、女子がより重く家庭責任を負っている現状を十分考慮して、一定の範囲内で女子保護規定を緩和することとしておりまして、これによって女子労働者の健康を損なう事態が現実に生ずることは考えられません。

女子の労働時間等の規制の緩和が全体の長時間労働に拍車をかけることにはならないという根拠についてという御質問がありました。

婦人差別撤廃条約に照らせば、母性保護規定を除く女子に対する特別の保護規定は、本条約は廃止することが求められておりますが、本条約は漸進的な実施を認めているので、我が国の実情を考慮して、女子の時間外・休日労働等の規制の緩和は男女の均等な機会及び待遇の確保のため現段階において必要な範囲内で行ったものでござい

ます。したがって、この改正により労働者全体の長時間労働に一層拍車をかけるようなことにはならないと考えております。

次は、本人の申し出により深夜業に従事できることとする改正は、強行規定たる労働基準法の性格上疑問であるという御質問でございます。

女子に対する深夜業の禁止は、婦人差別撤廃条約上、究極的には廃止することが求められていますが、今回の改正においては、女子がより重く負担している家庭責任等を考慮して、暫定的な措置として部分的な緩和にとどめることとしたものであります。しかし、労働者本人が希望しているのに、あくまで深夜業に従事することを認めないということは条約の趣旨に反する結果ともなりまして、タクシーの運転者のような特別の事情のある者については、本人の申し出の場合、行政官庁の承認を条件に深夜業に従事することを認めることとしたものでありまして、労働基準法の趣旨に反することはないと考えております。

多くの有能な婦人労働者が差別的扱いに耐えなければならぬ実態をどう考えるかという御質問でございますが、意欲と能力のある有能な女性が、女性であるということによって差別的取り扱いを受けるような状況は解消すべきである、そのためこの法案を提出をいたしました、こういうことでございます。今後とも企業の雇用管理が改善されるようにまた努力もしてまいります。

次に、男女賃金格差、昇任昇格の差別の解決についての法案の有効性及び改善の年次計画ということについてお尋ねがございました。

本法では、企業の雇用管理における男女の異なる取り扱いの改善を図るための種々の措置を講じておりまして、したがって本法が成立、施行されれば、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の実現が着実に進んでいくものと考えます。

なお、年次計画については特に作成する必要はないと考えております。

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号

保護と平等を両立させた法案を提出し直すべきではないかという御質問でございました。

婦人差別撤廃条約の批准のためには、雇用の分野に関する国内法制の整備の一環として、まず第一に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するための立法措置、次いで第二番目に、母性保護規定を除く女子保護規定の改正が必要であります。本法案は、この問題を六年余にわたって審議してきた婦人少年問題審議会の建議を踏まえ、同条約批准のための条件整備の一環として作成したものでありまして、現時点における最も適切な措置であると考えております。したがって、法案を提出し直す考えはございません。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(安倍晋太郎君) 山中議員にお答えをいたします。

婦人差別撤廃条約は雇用の分野における平等達成のため立法や制裁等の措置を義務づけているが、本法案は募集、採用、配置、昇進等は努力義務にとどめ、罰則もなく実効性に乏しい、これでも条約を批准する条件として国際的に誇れると思ふかと、こういうお尋ねでございませう。

本条約第十一条において、雇用の機会及び条件等につき、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとることを求めております。すなわち、ここで求められているのは、各国一律の措置ではなく、女子に対する差別の撤廃に向けて実効的な措置をとることです。したがって、そのような措置であれば、明示的に差別を制裁を科して禁止するよう求めている事項を除けば、条約上の問題が生ずるものではないと考えております。

本法案につきましては、募集、採用等につき努力義務規定となっておりますが、労働大臣の指針の策定等の規定を置いており、全体として条約の要請を相当程度の実効性を持って実現し得ると考えます。したがって、本法案は、条約批准の条件

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(趣旨)

整備として十分なものであり、国際的観点から見ても問題はないと考えております。

次に第二回は、政府は婦人労働者に対する保護を解消しなければ婦人差別撤廃条約を批准できないと言いが、この条約のどこに時間外・休日・深夜労働などの規制や禁止の緩和、撤廃の必要を述べた項目があるのか、具体的にどの項目なのか示せと、こういうお尋ねでございませう。本条約は、第一条に言う女子に対する差別に該当するいわゆる女子保護規定については、第十一条一項等に基づきこれを見直し、基本的には労働条件を男女同一にすることを求めております。ただし、母性保護措置を維持することは、本条約第四条二項により認められております。したがって、このよう女子保護規定に該当する労働基準法の規定については、これを見直し、男女同一の扱いにしていくことが本条約上求められております。

以上でございませう。(拍手)
○議長(木村睦男君) 答弁の補足があります。中曾根内閣総理大臣。

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 答弁の補足をいたします。

婦人の間に批判や反対の声があることを承知しているか、どうするかという御質問がございませう。

本撤廃条約の趣旨と我が国の現状との調和点を求めてつくったのが本法案でございまして、現時点においては妥当な法案であると考えております。本法案は差別撤廃条約への大きな前進を意味するものでございまして、この条約にも十分合致していると考えています。したがって、御理解いただけるものと確信しております次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 抜山映子君。
〔抜山映子君登壇、拍手〕

○抜山映子君 私、民社党・国民連合を代表し

て、ただいま提案となりましたいわゆる男女雇用機会均等法案に、総理並びに閣僚大臣に対し質問をさせていただきますと存じます。

周知のごとく、一九四五年に効力が発生した国際連合憲章は、つとに男女同権を前文にうたっており、また、戦後の民主化の中で、日本国憲法は男女平等の原理をうたい、教育の平等、婦人参政権の獲得など、女性史にとって第一次革命とも言うべき大きな変革がもたらされました。一九八〇年、婦人差別撤廃条約に署名した日本は、今批准期限を来年に控え、民主主義国家として諸外国に引けをとらない男女平等の制度を確立することが急務とされております。特に、今回の男女雇用平等を旨とする立法は、女性史にとっていわば第二次革命を旨とするものとして国民の熱い期待を寄せられております。

そこで、まず、総理にお伺いいたします。政治には理想を求める姿勢と先見性がなくてはなりません。いたずらに現状を追認し、固定し、時代の潮流に背を向けるのでは、政治家としての資質に欠けると申せましょう。本法案は、当初我が国が期待していた男女雇用平等とは似ても似つかぬものであり、従来実のない法律として多くの批判があった労働婦人福祉法に過ぎない形であり、女子労働者は職業生活と家庭生活の調和を図ることができるよう配慮されるものとするものであります。これは従来からの婦人労働の視点を延長させたものにすぎません。やはりここには、女子の労働権は人間としての尊厳を確保するために欠くことのできない基本的人権であるという理念を高らかにうたっていたのだかと思ひますが、総理、お約束いただけるのでしょうか。

本法案は、募集、採用、昇進、配置について、男子と均等な取り扱いにするよう「努めなければならぬ」との努力規定になっております。先進諸外国では、これらについては禁止規定となっており、さらに国によっては違反した場合の罰則すら設けております。せめて我が国でも、これらの箇

所を禁止規定にしたいだけではないでしょうか。このままでは、女性を採用の段階で門前払いしておけば雇用の場の男女平等問題はすべて回避されることとなります。もし御回答がノーであるならば、努力義務でいかに実効性を確保するのか、総理並びに労働大臣の御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、労働基準法の改正について伺います。労働基準法の改正については、母性保護を除いて、平等が実現すれば保護は外すのが当然ということが一部で言われております。しかし、本法案を見ますと、平等の方は実がなく、保護の方はごっそり抜けております。しかも問題は、日本の社会は欧米諸国に比し、労働時間、労働条件、産業構造、社会環境すべてにおいて格段に劣悪であることを忘れてはならないと思ふのです。

労働時間は、欧米では年間千七百ないし千八百時間であるのに比し、日本は二千時間を超えております。また労働条件については、我が国の国内法が未整備のままILO条約で未批准のものが多いと情けない限りであります。おまけに産業構造は、欧米に比して中小企業に勤務する者が多く、特に女性の場合は中小企業の中でも零細企業に働く者が圧倒的に多く、過半数の女性が組合もないような零細企業で働いております。また我が国では、保育所の数は公私立を合わせて二万二千八百五十四、うち延長保育所がわずかに二百五十カ所、夜間保育所が何と十二カ所です。また特別養護老人ホームは極めて不足しており、増設が急務とされております。その結果、育児も老人の介護もすべて婦人の肩にかかっている現状です。

まず、これらの社会的条件を欧米並みに整備し、育児休業制度も確立し、しかる後、保護を緩和すべきと思いますが、総理及び労働大臣はいかがお考えでしょうか。
本法案の中には、省令によって定めるというのが二十以上もございませう。省令委任は本来例外でなければならず、手続的事項に限るのが普通です。と

ところが、今回は、労働基準法を緩和するという重要な内容を省令によって定める箇所が余りにも多うございませう。国会審議の中で追及を免れるために省令でなし崩しにすることは、国会審議の軽視にほかならないと存じますが、この点については労働大臣、法制局長官の御所見をお聞かせください。

このような省令委任の箇所を縮減することはできませんか。この点について労働大臣の御回答をお願いします。

また、そもそも労基法女子保護規定の緩和については国民的合意がなされていないと存じますが、この点について総理及び労働大臣はいかがお考えでしょうか。

なお、外務大臣に伺いますが、女子保護規定を留保したままの条約批准は法的に差し支えないと存じますが、いかがですか。

次いで、救済機関としての機会均等調停委員会について、法律上の権限が極めて弱いことを指摘したいと存じます。

特に、相手方当事者の同意がない限りは調停を行うことができないと存じていますが、これでは全く実効がありません。多くの場合は差別した使用者になるかと存じますが、一方が同意しないことにより調停手続を封じることができるといふのでは大問題です。民事調停でも家事調停でも相手方の同意を調停開始の要件にしておりません。調停はもともと互譲の合意が必要ですが、互譲の意思は多くの場合調停中に形成されるのであって、スタートの時点で互譲の意思がなければ調停に付さないというのでは本末転倒です。ぜひこの不合理きわまる、同意を必要とする旨の部分を削除されるよう総理の英断を迫るものです。

さらに、本案には、調停等を申し立てたことによる不利益取り扱いの禁止事項がございませう。これなくしては女性労働者は安心して申し立てをすることができません。この条項を設けていただくことについて総理のお約束をいただけないでしょうか。

しょうか。

本案は、婦人少年問題審議会で使用者委員、労働者委員、公益委員が三論併記するという異例の建議を行った中で、妥協の産物としてでき上がったものであろうことは容易に想像がつきました。しかし、海の向こうから見た場合、国際社会の先進国たる日本が、いまだに男女の雇用の面では後進国であるとの印象を与えるものであることは明白であります。男女雇用問題が国際的非難の対象となり、新たな経済摩擦の火種となることも憂慮されるところであります。

したがって、本案は、でき得る限りの修正を行うとともに、施行後適当な期間内に関係規定の施行状況を調査、検討し、これを見直す旨の規定を本案に明記することが必要だと存じます。この点に関する総理の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手)
○国務大臣中曾根康弘君 抜山議員にお答えをいたします。

まず、女子の労働権は人間としての尊厳を確保するために欠くことのできない基本的人権である、その理念をうたうべきでないか、約束せよ、そういう御質問でございます。

動労権は憲法第二十七条により男女共通の基本的人権として既に保障をされ、我々はこれを遵守すると申し上げておるものでございます。本法は雇用の分野における男女の均等取り扱いの実現を目指すものでございまして、その理念も明示しておるところでございます。したがって、御指摘の理念を本法案に規定することは必ずしも必要ではないと考えておる次第です。

次に、募集、採用、昇進、配置について努力義務規定になっておるけれども、禁止規定にしないかという御質問でございます。

本法案は、将来を見通しつつ、我が国の現状を十分に踏まえたものとすべきとの婦人少年問題審議会の建議の考え方に基き作成をいたしましたし

た。募集、採用、配置、昇進につきましては、当面努力規定とすることが適当であると判断をしておるものであります。

努力規定につきましても、その実効を確保するために種々の措置を講じております。労働省による方針の明示、あるいは婦人少年室長による指導あるいは助言、それから調停、こういうような諸般の措置を講じておまして、これらにより十分効果を上げ得るものと考えております。

次に、女性の雇用改善、保育所、老人ホームの増設等社会的条件を欧米並みに整備して、育児休業制度を確立した後に保護規定を緩和すべきであると思うが、考えいかんという御質問でございます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するためには、母性保護規定を除き、女子に対する特別の保護規定はできるだけ早い機会に解消して、男女が同一の基盤で働けるようにするということが条約上からも必要であると考えております。今回の女子保護規定の改正は、我が国の経済社会の現状を踏まえて、無理のない範囲内で規制を緩和するものであり、妥当であると考えております。

次に、本法案の労働基準法女子保護規定の緩和については国民的合意がないではないかという御質問でございます。

婦人差別撤廃条約の趣旨に照らせば、女子に対する特別の保護規定は、母性保護規定を除いては究極的には廃止すべきものと理解しておるわけですが、婦人少年問題審議会の建議におきましても、それらの改廃を行うことが必要であると指摘しておられます。今回の法改正は、この建議を踏まえて行ったものでありまして、国民的合意は得られておるものと判断をいたしております。

次に、救済機関としての機会均等調停委員会の権限については極めて弱く、特に相手の当事者の同意がない限り調停を行うことができないことになっておる、この不合理な部分は削除するべきで

あるという御意見でございますが、調停というものの性格自体が、紛争の当事者間に第三者が関与して、当事者の互譲、妥協により解決を図るものなのであります。したがって、実際上調停を行うことについて双方の同意がなければ調停そのものが始まらないという性格を持っております。本法案では、このような調停の性格を踏まえまして、双方の合意を調停開始要件として規定したものでありまして、当該部分を削除することは適当でないと考えております。

次に、調停等を申し立てたことによる不利益取り扱いの禁止事項がないが、設ける意思はないかという御質問でございます。

強制的手段でない調停等について、その申し立てを理由とする不利益取り扱いの禁止を規定することは必ずしも適当ではないと思えます。しかしながら、調停の申し立てを理由として事業主が不利益取り扱いをすることは誠に慎むべきことでありまして、そのようなことがないように適切な指導をしていく必要があると思えます。

次に、本法施行後、適当な期間に関係規定の施行状況を調査、検討して見直す旨の規定を明記すべきであると思うがいかなという御質問でございます。

政府は、婦人差別撤廃条約の理想とする姿を念頭に置きつつ、我が国の社会経済状況を十分踏まえて、当面最も適切な措置として本法案を作成いたしました。関係審議会の答申にもあるように、今後社会経済状況の変化に対応し見直すことは必要と考えておりますが、あえて法律に見直し規定を設けることまでは必要ではないと、このように考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)
(国務大臣坂本三十三次君登壇、拍手)

○国務大臣(坂本三十三次君) 抜山議員にお答えをいたします。

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号

いうこととございます。

本法案は、将来を見通しながらも、我が国の現状を十分に踏まえたものとすべきであるという婦人少年問題審議会の建議の考え方に基づいて作成したものでございます。すなわち、終身雇用慣行を前提といたします我が国の企業の雇用管理におきましては、募集、採用、配置、昇進では特に勤続年数が重要な要素でありますので、その平均的な男女差を無視することができないことから、当面、禁止規定ではなく努力規定とすることが適当であると考へたわけでございます。

本法案では、努力規定の実効を確保するため、努力目標を具体的に明示する指針の作成、婦人少年室長の助言、指導、勧告、機会均等調停委員会の調停等の措置をも規定しております。これらにより本法の施行に万全を期してまいりたいと思っております。

次に、労働条件、社会的条件等を欧米並みに整備した後で女子保護規定を緩和すべきであると思ふという御意見でございましたが、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するためには、母性保護規定を除き、女子に対する特別の保護規定はできるだけ早い機会に解消して、男女が同一の基盤で働けるようにすることが必要であると思っております。本法案は、婦人少年問題審議会の建議も指摘するように、現実には女子がより重く家庭責任を負っている現状、女子の就業と家庭生活との両立を可能にするための条件整備の現状など、我が国の経済社会の現況を十分踏まえて、現行の女子保護規定のうち、男女の均等な機会及び待遇を確保する上で現段階において特に必要なものについて緩和することとしたわけでございます。

次に、労働基準法の緩和に関する重要部分の省令委任は国会軽視ではないかという御質問でございました。今回の改正により労働省令で定めることとしておる事項としては、非工業的業種の事業の時間

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明） 日本育英会法案

外・休日労働の規制、いわゆる管理職、専門職の範囲、妊娠婦の危険有害業務の就業制限等があり。また、これらは事業や労働の態様に応じて、中央労働基準審議会等の関係審議会の意見を聞いて具体的に細かい内容を定めることが適当と考えられますので労働省令に委任することとしたものであります。労働省令に委任している事項については、その範囲などは法律上明らかにされておりますので、御指摘のような問題はなかと考えております。

それから、労基法女子保護規定の緩和についての国民的合意はあるかというお尋ねでございます。婦人差別撤廃条約の趣旨に照らせば、女子に対する特別の保護規定は、母性保護を除き究極的には廃止すべきであるという考えであります。また、婦人少年問題審議会の建議においても、それは原則として解消することが求められておりますが、女子がより重く家庭責任を負っていることなど我が国の現状を十分考慮することが必要であると指摘をしております。そこで、今回の法改正はこの考え方を踏まえて行ったものでありまして、国民的合意は得られるのではないかと考えております。（拍手）

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣（安倍晋太郎君） 抜山議員にお答えをいたします。

女子保護規定を留保したままで条約を批准することについての御質問でございましたが、政府としては、この条約をできる限りその要請を満たした上で批准したいと考えております。

今般の労働基準法の改正は、これまで既に数年間におたり行われた専門家等による検討を踏まえ、労働省が一部の女子保護についてはもはやこれを維持する合理的理由がなく、条約の要請する機会均等の観点から特に改廃が必要であると判断した結果であると承知しております。したがって、外務省としては、このような女子保護規定を

維持し続けることは条約の要請に沿うものではないと考えておる次第であります。（拍手）

〔政府委員茂田俊君登壇、拍手〕
○政府委員（茂田俊君） 私からは、本法案中の労働基準法の改正条文に含まれております省令への委任の問題につきまして、労働大臣の御答弁を補足する見地に立って御答弁を申し上げます。

まず、一般論として申し上げますと、法律が一定の事項を下位の法令に委任するといういわゆる委任立法は、一般的に申しまして、例えば手続に関する事項とか、専門的、技術的な事項あるいは事態の推移に応じて臨機に措置する必要があると認められる事項などにつきまして、なるべく具体的に行為されるべきであるものと考へております。

ところで、御指摘のように、本法案中の労働基準法の改正条文には、命令に委任する事項が幾つかございますが、これらの事項はいずれも手続に關する事項のほか、専門的、技術的な事項など、ただいま申し上げた命令委任になじむ事項でありまして、それぞれ合理的な必要に基づきまして、できるだけ個別的、具体的に委任することとおしておるわけでございます。

なおまた、先ほど労働大臣からも御答弁がありましたが、労働省におかれましては、これらの委任事項の内容につきまして、関係審議会の意見を聞いて慎重に決定することでありまして、本法案における命令委任の問題につきましては、特段の問題はないものと考へております。

以上でございます。（拍手）
○議長（木村睦男君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（木村睦男君） 日程第一 日本育英会法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長長谷川信君。

審査報告書
日本育英会法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十九年七月二十六日
文教委員長 長谷川 信
参議院議長 木村 睦男殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、国家及び社会に有為な人材の育成並びに教育の機会均等を図る観点から、日本育英会について、無利子貸与制度を整備し、有利子貸与制度を創設する等学資貸与制度を整備改善するとともに、組織、財務等の全般にわたる規定の整備等を図るため、現行の日本育英会法の全部を改正しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行に要する経費として、昭和五十九年度一般会計予算に第一種学資金に係る政府貸付金八百二十二億三千五百万円及び第二種学資金に係る利子補給金一億九千九百万円が計上されている。

なお、昭和五十九年度に資金運用部資金より第二種学資金の原資として六十五億円の融資を受けることとなつてゐる。

附帯決議
政府及び日本育英会は、憲法、教育基本法の精神にのっとり教育の機会均等を実現することの重要性にかんがみ、育英奨学事業の拡充を図るため、左記事項の実現について適切な措置を講ずべきである。

一、日本育英会の貸与人員及び貸与月額の拡充を図るため、その予算の増額等に努めること。
二、育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹とし

てその充実に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討すること。また有利子貸与の利率は、将来にわたって引き上げることなく長期低利を維持し、奨学生の返還金の負担軽減に努めること。

三、奨学生の選考については、主として経済的基準を重視し、その収入限度額を大幅に引き上げるなど基準のより適正化に努めること。

四、奨学金貸与人員の国公立と私立との格差の是正に努めること。また私学助成の拡充に努めること。

五、返還免除制度は堅持するよう努めること。

六、国の補助や税制上の優遇措置の活用等により、地方公共団体の行う育英奨学事業及び育英奨学法人の育成に努めること。

七、国際人権規約第十三条2項(b)及び(c)については、諸般の動向をみて留保の解除を検討すること。

右決議する。

日本育英会法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年七月六日

衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

日本育英会法案
日本育英会法
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の全部を改正する。

目次
第一章 総則(第一条—第七条)
第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)
第三章 評議員会(第十九条—第二十条)

昭和五十九年八月一日 参議院会議録第二十六号
日本育英会法案

第四章 業務(第二十一条—第二十六条)
第五章 財務及び会計(第二十七条—第三十七条)

第六章 監督等(第三十八条—第四十一条)
第七章 雑則(第四十二条—第四十三条)
第八章 罰則(第四十四条—第四十六条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに對し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 日本育英会(以下「育英会」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 育英会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、必要に地に従たる事務所を置くことができる。

(基金)
第四条 育英会の基金は、百万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、育英会に追加して出資することができる。

3 育英会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により基金を増加するものとする。

(登記)
第五条 育英会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 育英会でない者は、日本育英会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、育英会について準用する。

第二章 役員及び職員
(役員)
第八条 育英会には、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)
第九条 会長は、育英会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、育英会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して育英会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して育英会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、育英会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任期)
第十条 会長、理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)
第十一条 会長及び理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)
第十二条 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)
第十三条 文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十五条 育英会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が育英会を代表する。

(代理人の選任)
第十六条 会長及び理事長は、理事又は育英会の職員のうちから、育英会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)
第十七条 育英会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八条 育英会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

なす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 育英会には、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、育英会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 評議員会は、育英会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることが出来る。

(評議員)

第二十条 評議員は、育英会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第十一条第二項及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十一条 育英会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学資の貸与

2 学資の貸与を受ける学生及び生徒の輔導

三 修学に必要な施設の設置及び経営

四 前三号の業務に附帯する業務

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

(学資の貸与)

第二十二條 前条第一項第一号の規定により学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由によ

り著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の月額並びに第二種学資金の月額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する学生及び生徒であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

第二十三條 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 育英会は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 育英会は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(教育又は研究の職に係る特例)

第二十四條 大学、大学院又は高等専門学校において第一種学資金の貸与を受けた者は、政令で

定めるところに従い、修業後政令で定める年数以上継続して小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、幼稚園その他の施設に教育又は研究の職(研究の職については、大学院において第一種学資金の貸与を受けた者に限る。)にあることにより、その全部又は一部の返還の免除を受けることができる。

(業務方法書等)

第二十五條 育英会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

3 学資金の回収の業務の方法については、文部省令で定める。

(業務に要する資金)

第二十六條 第二十一条第一項第一号の業務に要する資金は、借入金、寄附金等をもつて充てるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七條 育英会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八條 育英会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九條 育英会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十條 育英会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区

分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 育英会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十一條 育英会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 育英会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び日本育英会債券)

第三十二條 育英会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は日本育英会債券(以下この条、次条及び第三十四条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、育英会の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 育英会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三十三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、育英会の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く)について保証することができ。

(償還計画)

第三十四条 育英会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 育英会は、次の方法による場合を除き、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は文部大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十六条 育英会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)
第三十七条 この法律に定めるもののほか、育英会の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等

第三十八条 育英会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、育英会に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十九条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、育英会に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、育英会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(政府貸付金等)

第四十条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条第一項第一号の業務(第一種学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、育英会が第二十三条第三項又は第二十四条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(補助金)

第四十一条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 雑則

(解散)

第四十二条 育英会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第二項、第二十五条第一項、第二十八条、第三十二条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十二項、第三項若しくは第五項、第二十五条第二項若しくは第三項又は第三十七条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十六条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十五条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)
第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした育英会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした育英会の役員は、十万円以下の罰料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十八条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。改正後の日本育英会法(以下「新法」という)第二十二條及び附則第六條第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(育英会の存続)

第二条 改正前の日本育英会法(以下「旧法」という)第三十三條から第三十五條までの規定により設立された日本育英会(以下「旧育英会」という)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において、改正後の日本育英会法(以下「新法」という)の規定による育英会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(従たる事務所に關する経過措置)
第三条 旧法第二條第二項の規定により置かれた従たる事務所は、新法第三條第二項の認可を受けて置かれたものとみなす。

(理事等に関する経過措置)
第四条 施行日の前日において旧育英会の理事又は評議員である者は、別に辞令を用いないで、施行日に新法第十條第二項又は第二十条第一項の規定により育英会の理事又は評議員として任命されたものとみなす。

2 前項の規定により任命されたものとみなされる育英会の理事又は評議員の任期は、新法第十條第一項又は第二十条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧育英会の理事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。

る。

(職員に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において旧育英会の職員(役員を除く。)である者は、別に辞令を用いなく、施行日に新法第三十七条の規定により育英会の職員として任命されたものとみなす。
(従前の被貸与者等に関する経過措置)

第六条 施行日前の旧育英会との貸与契約(この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。)による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き高等学校(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。)大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者については、その大学院において受けている学資の貸与を新法第二十二條第二項の規定による第一種学資金の貸与とみなし、その者をその第一種学資金の貸与を受けている者とみなして、新法の規定を適用する。

第七条 政府は、育英会が前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除をしたときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

(事業計画等に関する経過措置)
第八条 育英会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第九条 旧育英会の昭和五十八年四月に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
(旧法の規定に基づく処分等の効力)
第十条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。
(法人税法の一部改正)
第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。

業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
(旧法の規定に基づく処分等の効力)
第十条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。
(法人税法の一部改正)
第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号(学資の貸与)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号(業務)」に改める。
第二十一条第一項第一号(業務)に改める。
(登録免許税法の一部改正)
第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二土地開発公社の項の次に次のように加える。

別表第三中二十の項を削り、十九の項を二十の項とし、十八の三の項を十九の項とする。

「長谷川信君登壇 拍手」
○長谷川信君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、最近における社会経済情勢の変化にかんがみ、国家社会に有為な人材の育成と教育の機会均等に資するため、日本育英会の学資貸与事業に關し、無利子貸与制度を整備するとともに、新たに有利子貸与制度を創設するほか、日本育英会の組織、財務会計等の全般にわたる規定の整備を行うなど、日本育英会法の全部を改正しようとするものであります。

なお、衆議院において、本法の施行期日を公布の日に変更するとともに、学資金の貸与に関する規定は昭和五十九年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、本法施行に至るまでの奨学生の救済措置の可否と本法案提出の仕方、奨学事業の基本理念と育英会の名称の妥当性、有利子貸与制度の是非と今後の運営方針、奨学生選考基準のあり方、奨学生採用率の国公立と私立との格差の是正、民間や地方公共団体が行う育英奨学事業の奨励策、大蔵大臣との協議を要する業務等の範囲の適否などについて熱心な質疑を行うとともに、参考人の意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して粕谷委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われました。討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもち

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。本日はこれにて散会いたします。
午後零時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿貝根 登君

中野 鉄造君 服部 信吾君
刈田 貞子君 抜山 映子君
大川 清幸君 桑名 義治君
馬場 富君 矢原 秀男君
小西 博行君 伊藤 郁男君
藤原 房雄君 太田 淳夫君
中村 鋭一君 井上 計君
宮澤 弘君 堀出 啓典君
中野 明君 原田 立君
飯田 忠雄君 柳澤 鍊造君
山田 勇君 森田 重郎君

七四二

昭和五十九年八月一日 参議院会議録第二十六号 議長の報告事項

杉山 令肇君	鶴岡 洋君	関口 恵造君	藤田 栄君	桧垣徳太郎君	志村 愛子君	河本嘉久蔵君	内閣法制局長官	茂申 俊君
黒柳 明君	和田 教美君	吉村 真事君	吉川 芳男君	矢野俊比古君	寺田 熊雄君	野田 哲君	労働省婦人局長	赤松 良子君
栗林 卓司君	柄谷 道一君	古川 博君	工藤万砂美君	佐藤榮佐久君	山崎 竜男君	小林 国司君		
宮田 輝君	森下 泰君	柳川 寛之君	杉元 恒雄君	名尾 良孝君	梶木 又三君	対馬 孝且君		
三木 忠雄君	鈴木 一弘君	倉田 寛之君	杉元 恒雄君	内藤 健君	小山 一平君	梶原 敬義君		
中西 珠子君	高桑 栄松君	志村 哲良君	曾根田郁夫君	村上 正邦君	稻村 稔夫君	菅野 久光君		
田淵 哲也君	藤井 恒男君	川原新次郎君	大原太一郎君	板垣 正君	下条進一郎君	近藤 忠孝君		
福岡日出磨君	多田 省吾君	高木健太郎君	三治 重信君	新谷寅三郎君	田中 正巳君	青木 茂君		
二宮 文造君	白木義一郎君	伏見 康治君	関 嘉彦君	安井 謙君	中山 千夏君	木本平八郎君		
前島英三郎君	喜屋武眞榮君	青島 幸男君	美濃部亮吉君	石井 一二君	大浜 方榮君	海江田鶴造君		
浦田 勝君	岡野 裕君	小島 静馬君	森山 眞司君	田沢 智治君	江島 淳君	佐々木 満君		
松浦 功君	福田 宏一君	成相 善十君	沢田 一精君	後藤 正夫君	伊江 朝雄君	井上 吉夫君		
坂野 重信君	斎藤榮三郎君	上條 勝久君	遠藤 要君	熊谷太三郎君	加藤 武徳君	植木 光教君		
源田 実君	徳永 正利君	中村 太郎君	徳永 正利君	徳永 正利君	徳永 正利君	徳永 正利君		
蔵内 修治君	西村 尚治君	嶋崎 均君	井上 裕君	岡部 三郎君	平井 卓志君			
中山 太郎君	浩君							
大木 浩君								

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号 議長の報告事項

委員会に付託した。

日本電信電話株式会社法案(閣法第七二号)

電気通信事業法案(閣法第七三号)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(閣法第八〇号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

船員法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案(対馬孝且君外三名発議)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 臨時教育審議会設置法案(閣法第四七号)及び国民教育審議会設置法案(参第一五号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

高平 公友 亀長 友義

坂野 重信 林 道

穂山 篤 菅野 久光

高桑 栄松 橋本 敦

藤井 恒男 前島英三郎

一、派遣地 北海道

一、期間 七月二十九日及び三十日の二日間

一、費用 概算七五〇、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第一百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十九年七月二十四日

内閣委員長 高平 公友

参議院議長 木村 睦男殿

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

一、公聴会の問題 健康保険法等の一部を改正する法律案について

一、開会の日 昭和五十九年七月三十日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十九年七月二十四日

参議院議長 木村 睦男殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
那覇空港をはじめとする自衛隊との共用空港に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)
去る七月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 野田 哲君

補欠 菅野 久光君

地方行政委員

辞任 小山 一平君

補欠 寺田 熊雄君

法務委員

辞任 三木 忠雄君

補欠 刈田 貞子君

辞任 園田 清充君

補欠 志村 哲良君

藤田 正明君

補欠 佐藤栄佐久君

安井 謙君

補欠 松岡満寿男君

寺田 熊雄君

安武 洋子君

農林水産委員

辞任 菅野 久光君

補欠 野田 哲君

刈田 貞子君

三木 忠雄君

商工委員

辞任 佐藤栄佐久君

補欠 藤田 正明君

松岡満寿男君

建設委員

辞任 志村 哲良君

補欠 園田 清充君

宮本 顕治君

安武 洋子君

法務委員会

理事 山田 護君 (山田護君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本育英会法案(閣法第二五号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和五十九年七月二十四日提出し、七月二十五日議長承認を得た臨時教育審議会設置法案

(閣法第四七号)及び国民教育審議会設置法案

(参第一五号)の審査のための委員派遣承認要求書

書中、派遣委員「高平公友、亀長友義、坂野重信、林道、穂山篤、菅野久光、高桑栄松、橋本敦、藤井恒男、前島英三郎」とあるのを「高平公友、亀長友義、坂野重信、林道、穂山篤、菅野久光、高桑栄松、橋本敦、関嘉彦、前島英三郎」

友、亀長友義、坂野重信、林道、穂山篤、菅野久光、高桑栄松、橋本敦、関嘉彦、前島英三郎」

に變更した。右のとおり承認を求めます。

昭和五十九年七月二十六日

参議院議長 木村 睦男殿

同日議長は、次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

内閣提出案(閣法第八三三号)

に變更した。右のとおり承認を求めます。

昭和五十九年七月二十六日

参議院議長 木村 睦男殿

同日議長は、次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

内閣提出案(閣法第八三三号)

去る七月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 矢田部 理君

補欠 粕谷 照美君

法務委員

辞任 佐藤栄佐久君

補欠 藤田 正明君

志村 哲良君

園田 清充君

松岡満寿男君

文教委員

辞任 粕谷 照美君

補欠 矢田部 理君

商工委員

辞任 藤田 正明君

補欠 佐藤栄佐久君

安井 謙君

松岡満寿男君

建設委員

辞任 園田 清充君

補欠 志村 哲良君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

内閣提出案(閣法第八三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

内閣提出案(閣法第八三三号)

社会福祉・医療事業団法案(閣法第四二二号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第六三三号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係(閣議第一号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係(閣議第二号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係(閣議第三号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係(閣議第四号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係(閣議第五号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係(閣議第六号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係(閣議第七号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係(閣議第八号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全専売労働組合関係(閣議第九号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係(閣議第十号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係(閣議第十一号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係(閣議第十二号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係(閣議第十三号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係(閣議第十四号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係(閣議第十五号))

労働組合関係(閣議第一〇号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係(閣議第一二号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第一三号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第一四号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第一五号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第一六号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第一七号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第一八号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第一九号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二〇号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二一号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二二号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二三号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二四号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二五号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二六号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(閣議第二七号))

六一号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

保健所法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

道路運送法等の一部を改正する法律案(閣法第六一號)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

日本電信電話株式会社法案(閣法第七二號)

電気通信事業法案(閣法第七三號)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八〇號)

一、公聴会の問題

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について

一、開会の日

昭和五十九年八月三日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十九年七月二十七日

害に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出核巡航ミサイル「トマホーク」の配備に関する質問に対する答弁書

去る七月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山本 昭範君

補欠

高桑 栄松君

社会労働委員

辞任

高桑 栄松君

補欠

山本 昭範君

一昨七月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山本 昭範君

七四五

社会労働委員

辞任

補欠

糸久八重子君

対馬 孝且君

峯山 昭範君

中西 珠子君

商工委員

辞任

補欠

対馬 孝且君

糸久八重子君

木本平八郎君

青木 茂君

昨七月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

矢田部 理君

粕谷 照美君

高木健太郎君

伏見 康治君

地方行政委員

辞任

補欠

寺田 熊雄君

久保田真苗君

外務委員

辞任

補欠

久保田真苗君

寺田 熊雄君

大蔵委員

辞任

補欠

木本平八郎君

青木 茂君

文教委員

辞任

補欠

粕谷 照美君

矢田部 理君

社会労働委員

辞任

補欠

対馬 孝且君

糸久八重子君

商工委員

辞任

補欠

糸久八重子君

対馬 孝且君

伏見 康治君 高木健太郎君
青木 茂君 木本平八郎君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出F.S.X(次期対地支援戦闘機)に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員喜屋武真榮君提出那覇空港をはじめとする自衛隊との共用空港に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

山林・緑化樹木の被害に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年六月二十一日

藤原 房雄

参議院議長 木村 睦男殿

山林・緑化樹木の被害に関する質問主意書
昭和五十八年末から本年の上期にわたり、日本列島は異常寒波と例年にならぬ豪雪となり、異常気象とも言われる状況が続いた。そのため、農林漁業をはじめ多方面にわたり被害は甚大である。

特に、緑化推進が叫ばれているなかで、山林・緑化樹木については例年にならぬ被害状況である。そこで、山林・緑化樹木の枯損について、被害の現状と今後の対策等、次の諸点について、政府の見解を求めよう。

一 東北地方をはじめ関東など広範な地域にわたり、杉の枝葉が赤色に変色する状況が目につく

が、本年、特に杉が被害を受けたその原因の究明は重要である。

赤松の被害が全国に及びつつあり、その対策もようやくたてられたところであるが、本年の杉の被害は、一時的な寒風害のみによるものなのかどうか、その原因の究明と被害の状況、被害額等について明らかにされたい。

さらに、今後の対策、特に、被害林家に対する再造林への対応等についての施策を講ずべきと思うがどうか。

二 環境緑化事業として、安全で快適な都市環境を形成するための重要な役割をもつ公共緑化樹木についても、前記のごとく各地で枯損がみられる。

昭和五十三年には、干ばつによる立ち枯れの被害が多くみられた。

このように、環境緑化樹木の立ち枯れについては、気象条件が大きな影響をもっている。

緑化推進については、乾燥、寒冷、塩害等きびしい環境下にも優れた耐性を有する緑化樹木を開発し、生産、流通を整備するなど、適地・適種の樹種を選定して良好な植栽を行うべきであり、そうでなければ、財政再建のもとにありながら、税金のムダ使いと言わねばならないというところを、私は、数度にわたり提言し、指摘してきたところであるが、政府の見解はどうか。

三 本年の緑化樹木の被害は、異常寒波によるものと言われているが、公共緑化樹木の被害の実態と被害額、枯損の原因について、どのように把握しているのか。

本年は緑化樹木の被害も大きく、既に、枯損

樹木緑化復元対策を講ずる地方自治体もみられるが、政府としては、今後どのような対策を講じようとしているのか明らかにされたい。

四 (1) 今日、公共緑化樹木の役割は、ますます大きくなつてきている。それだけに、枯損被害を最少限にいとめる研究、技術の開発に努力しなければならないと考えるがどうか。

(2) ところで、樹木への寒さの影響は、最低気温と最低気温の月平均温度とが大きな要素と言われている。

本年の最低気温が、枯損が目立つた仙台市ではマイナス八・一度であるが、東京でも昭和二十年にはこれに近い時があつた。また、最低気温の月平均温度についても同様である。

最低気温が概ねマイナス八度以下に達すると、現在使用されている緑化樹木のうち、常緑広葉樹は一部の樹種を除いて枯渇すると言われている。

東京都でも、条件のよいところでは良いとして、東京以南でも気温の低い所が多い。

そこで、植栽については、中・長期的な気象観測の資料等をもとに、植物の特性と地域性を配慮して行うべきと思うがどうか。

五 緑化事業の推進は、広く国民の関心をよび、現在、国民的合意のもとに進められている。

それ故、気象条件とは言え、本年の被害の甚大なことにかんがみ、これを教訓として、緑化事業においては適性樹種の選定をきびしくする一方、産地等を明確にするなど、より実効性のある公共緑化樹木の植栽を実施すべく、同事業の科学的・総合的な施策を講じなければなら

いと考えるがどうか。
右質問する。

昭和五十九年七月二十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員藤原房雄君提出山林・緑化樹木の被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤原房雄君提出山林・緑化樹木の被害に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の森林被害は、今冬の顕著な低温と寒風によるものと考えられ、その状況は、地形、林齢等により異なるが、樹木の梢頭や枝に枯損を生じているものが多い。

被害森林の復旧については、被害の態様に応じて、造林補助事業の実施、林業改善資金の貸付け等により、万全を期してまいりたい。

二について

緑化の推進に当たっては、樹木の選定と適切な植栽の実施が重要であると考えており、従来から、地域に適した樹種の選定等について指導を行ってきたところであるが、今後とも、指導の徹底を図ってまいりたい。

三について

本年は、都市公園の樹木等について、特に東北地方等の寒冷地において、かなりの枯損が生じている事例がみられた。これは、主として寒風、降雪等によるものと考えられるが、今後、枯損の防止のため適切な対策を実施するよう指導してまいりたい。

導してまいりたい。

四について

樹木の枯損を防止するため、植栽に当たっては、気象条件等を勘案し、地域に適した樹木の選定等を行うよう指導するとともに、植栽技術の向上等を図るため必要な研究、技術の開発に一層努力してまいりたい。

五について

緑化事業の推進に当たっては、地域に適した樹種の選定に配慮する等適切な施策を講じてまいりたい。

F S X (次期対地支援戦闘機)に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年七月十日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

F S X (次期対地支援戦闘機)に関する質問主意書

F S X (次期対地支援戦闘機)の機種決定をめぐる問題点については、既に、昭和五十七年二月の参議院予算委員会における質疑以来、四回、それぞれの時点で政府側の考えを質して来たが、ここに改めていくつかの質問をする。

一 政府側の F S X についての基本的な考え方と方針は、どうなっているのか。

二 F1 改、F4 改、F16、トーンード、ハリアー、F15 改、あるいは F18 等の多くの機種

は、選択肢としてすべて含まれているのか。

三 F1 の現有機数は何機か。

四 今後、F1 を何機追加生産するのか。

五 F1 をいつまで運用してゆく考えか。

六 現有の F1 は、リーダー、兵装、ペイロード (有効搭載量) のすべてにわたつて、不十分なものではないのか。それとも、きわめて満足すべき対地支援機と考えているのか。

七 基本的な把握として、政府は、F S X については対艦攻撃能力と対地支援能力のいずれを優先する考えか。

八 仮に、F1 を今後数年以上にわたつて運用する場合、対艦攻撃能力の改善は必須ではないのか。また、そのために具体的な対策を考えているのか。

九 元来 F S X については、一飛行隊 (予備機を含めて二十四機) を五六中業期間中に購入することになつてしたが、その計画は事実上放棄されたのか。

十 右の計画を放棄したとすれば、その具体的な代案は何か。

十一 F S X を考えた場合、国産化は今後ともあり得ない選択と言ひ得るのか。

それとも、国産化もまた一つの選択肢として残されているのか。

十二 去る七月四日の参議院外交・総合安全保障に関する調査特別委員会で、矢崎防衛局長は、私の質疑に対し、「F S X について諸外国への調査団を派遣することは考えていない」旨答弁しているが、既に空幕は、運用課長・杉山一佐、防衛課・市来二佐、吉岡三佐の三名をメンバーとする対外調査班を内定しているではない

か。矢崎答弁は、空幕の内定を内局としては認めていないと言ひ意味なのか。

それとも、防衛局長が空幕の動向を把握していないのか。

十三 防衛庁としては、F S X に関する対外調査は、今後とも必要としないのか。

十四 それとも、諸外国における対地支援機の運用や要求性能等についての一定の調査は考えているのか。もし、調査を実施するとすればいつ頃なのか。また、どのような調査計画なのか。

十五 諸外国に F S X に関する適当な機種が無かつたと判断された場合はどうするのか。

十六 一つの構想として、エンジンに「GE404」、FCS (火器管制装置) は米国から購入等の組合せなら、F S X の国産化もあり得る方向と考えるのか。

十七 F S X についての基本的な方針は、いつ頃までに確定すれば良いのか。

右質問する。

昭和五十九年七月三十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出 F S X (次期対地支援戦闘機) に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出 F S X (次期対地支援戦闘機) に関する質問に対する答弁書
一、二、六、七、九から十一まで及び十三から十七までについて
防衛庁の中期にわたる防衛力整備の進め方に

昭和五十九年八月一日 参議院會議録第二十六号 質問主意書及び答弁書

関する考え方の大筋を示すものとして昭和五十七年七月二十三日国会議において了承された五六中業においては、航空自衛隊が現有している支援戦闘機F-1は、昭和六十年代後半頃には、耐用命数に達し、また、対艦・対地戦闘の面で相対的に能力不足になることも見込まれることから、支援戦闘能力の向上を図るため、F-1部隊の後継として新たに次期支援戦闘機(FS-X)一個飛行隊二十四機を整備することとしており、このことは現在も変わっていない。

現在、防衛庁においては、五六中業期間内にFS-Xを整備するために必要な基礎的データの収集作業等を実施している段階であり、具体的な整備時期、候補機種、取得方式、諸外国への調査団派遣の必要性等について回答できる状況にない。

三について

昭和五十九年三月三十一日現在におけるF-1の保有機数は、六十八機である。

四について

五六中業では、F-1六機を整備することとしているが、これについては、昭和五十八年度及び昭和五十九年度の予算で既に整備が認められているところである。

五について

五六中業では、F-1部隊を昭和六十年代後半頃まで維持することを考えているが、現在、F-1の耐用命数を確定するための作業を実施しているところである。

八について

現有装備品の効率的運用を図るとの観点か

ら、F-1についても、従来から、自動操縦装置等の導入により対艦・対地戦闘能力の向上を図ってきているところである。

十二について

航空自衛隊が昭和五十九年度に計画している海外調査は、米国等における航空技術の動向等に関する一般的な調査であつて、FS-Xの機種選定を目的としたものではない。

核巡航ミサイル「トマホーク」の配備に関する質問主意書

質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年七月十二日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

核巡航ミサイル「トマホーク」の配備に関する質問主意書

米国防総省は、去る六月二十七日、米海軍の海上(海中)発射核巡航ミサイル「トマホーク」が数日前、米海軍の艦船(複数)に配備されたと発表した。それをめぐつて、以下質問する。

一 今第百一回国会における政府側答弁は、一貫して「トマホーク」の配備に肯定的なトーンを打ち出しているが、政府が、「トマホーク」の配備を肯定し、評価する最大の論拠は何か。

また、「トマホーク」の配備によつて、政府は、わが国の安全保障上どのような役割りと効果を期待しているのか。

二 政府の基本的認識としては、北東アジアにお

ける米・ソ両国のINF戦力の現状は、依然としてソ連側優位と考えているのか。

三 核巡航ミサイル「トマホーク」の配備は、そのような不均衡を回復し、北東アジアにおける戦域核バランスの保持に結びつくと考えられるか。

四 部分的に見れば「トマホーク」配備は、ソ連が配備しているSS-20への対抗措置とする側面も認め得るのではないか。

五 安倍外務大臣は、去る七月四日の参議院外交・総合安全保障に関する調査特別委員会で、核付き巡航ミサイル「トマホーク」の配備は、日米安保体制の効果的運用の上からも、大きなメリットがあると答弁しているが、これはどのような意味なのか。より詳細なお考えを伺つておきたい。

六 「トマホーク」の配備によつて、いわゆる抑止力が増強される反面、ソ連側の新たな対応、例えばSS-20の追加配備や、艦船用の新型長射程巡航ミサイルの搭載、バックファイア戦略爆撃機からの新型ALCMの運用等によつて、北東アジア全域にわたる核戦力配備の 에스カルートを誘発することは自明であると思うが、政府の見解はどうか。

七 相互核軍拡とも言うべき右に記したようなケースを放置すれば、結果としてわが国の安全保障上の選択肢を限定し、米ソ対決等に伴うわが国有事の際、ソ連の攻撃を吸引して、国民と国土と産業を一挙に危険におとし入れるとは考えないか。

八 米国のラロック氏をはじめ、多くの専門家は、「日本には既に各基地をはじめ、通信施設等多数の米国核戦力支援システムが置かれてい

る。これらは有事の際には当然ソ連側による主要な核攻撃の目標となる。また、日本は東京、大阪を中心にはとんだ機能がメカロポリスへの超密集状態にあるため、限定核攻撃でも決定的な被害を受ける可能性が大きい」ことを指摘しているが、こういう見解に対しては、どう考えるか。

九 昭和五十六年九月三日、園田外務大臣(当時)は、参議院安全保障特別委員会で、私の「北東アジアの戦域核問題」に関する質疑に対し、「アメリカの戦域核持ち込みは、それがニュージャージー、原潜B52を問わず必ず事前協議の対象であり、拒否する」旨答弁されたが、この答弁の趣旨からすれば、政府が現在とつて「ニュージャージー寄港の際のみ確認」との方針は、政策上も整合しないのではないか。

十 政府は、在米ボラリス型原潜の日本寄港は認めておらず、(当時) Guamを基地とする当該原潜は、韓国南部の鎮海への寄港を繰り返して来た。しかし、ボラリス型原潜とトマホーク搭載原潜の差異は、ミサイルの射程と弾頭の起爆力だけであり、両者に対する措置が異なることは、説得性を持ち得ないと考えられるかどうか。

十一 ソ連の側から見れば、「トマホーク搭載艦船」の日本への寄港は、一回毎の寄港が実質上の臨時配備であり、反復寄港は准恒久的配備と考えられるのではないか。

その場合、「トマホークは核・非核両用」とか、「事前協議が提起されていない以上、核付きトマホーク、TLAM-Nは持ち込まれていない」などのいわば国内向け修辭などは全く無縁に、ソ連側は、純軍事的、純核戦略的判断に

立つことは、否定出来ないと考えるがどうか。
右質問する。

昭和五十九年七月二十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員 参議院議員提出核巡航ミサイル「トマホーク」の配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 参議院議員提出核巡航ミサイル「トマホーク」の配備に関する質問に対する答弁書

一から八まで及び十一について

(一) ソ連は、核戦力及び通常戦力双方の分野において一貫して軍事力の増強を継続しているものと承知している。御指摘の極東地域におけるいわゆる中距離核戦力についても、ソ連は、地上発射ミサイルであるSS-20を百三十五基配備しており、また同ミサイルのための新たな基地を更に建設中であると承知しているが、米国の極東地域に同様のいわゆる中距離核戦力を配備しているといった事実には承知していない。

トマホーク・ミサイルには、核・非核両用の対地攻撃用のものと非核の対艦攻撃用のものがあるが、米国は、同ミサイルの主眼は、米国の海軍力の数的劣勢を踏まえての抑止力の向上にある旨明らかにしている。米国は、核戦力及び通常戦力双方の分野におけるソ連の一貫した軍事力の増強にかんがみ、自らの抑止力の確保のために努力しており、政

府としては、艦艇配備トマホーク・ミサイルも米国のこのような努力の一環として開発が進められてきたものと理解している。

(二) 現在の国際社会の平和と安全が抑止により保たれていることは否定できない現実である。限定的であるか否かを問わず核の惨禍が再び繰り返されるようなことがあつてはならず、政府としては、そもそもいかなる紛争をも未然に防止することこそが重要であると考へており、このような観点から抑止を万全なものとするべく、日米安保体制を堅持しているところである。

九及び十について

日米安保条約上、艦船によるものを含めいかなる核兵器の我が国への持ち込みも事前協議の対象であり、核兵器の持ち込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存である。かかる政府の方針は、一貫して変わっていない。

第二十二号中正誤

ベシ 段行 誤

正

各三 一 終わり 各階

各界

第二十三号中正誤

ベシ 段行 誤

条件 正

昭和五十九年八月二日 参議院会議録第二十六号

七五〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(大代)
〒105

一定価一
〇円部